

第2期姫路市教育振興基本計画について

(答 申)

令和元年 11 月 18 日

姫路市教育振興基本計画審議会



〔目 次〕

第1章	計画の策定に当たって	
1	趣旨	2
2	位置付け	2
3	計画期間	3
4	計画の対象	3
5	指標の設定	3
第2章	教育をめぐる現状と課題	
1	時代の潮流と教育	4
2	姫路の教育の成果と課題	6
第3章	姫路の教育の目指す姿	
1	基本理念	20
2	目指す人間像	21
3	基本目標と計画体系	22
第4章	今後の5年間の具体的取組	
1	計画体系図	24
2	今後5年間の具体的取組	26
第5章	計画の推進	
1	進行管理等	57
2	変化への対応	57

○資料

第1期「姫路市教育振興基本計画」の検証結果
策定関連資料

第1章 計画の策定に当たって

1 趣旨

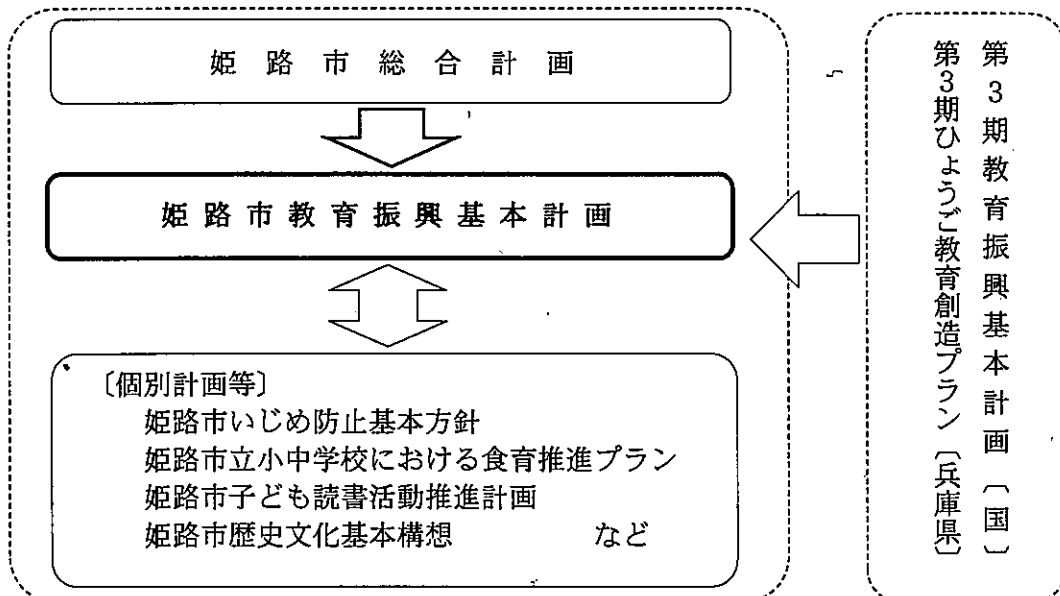
教育基本法により、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画を策定している。地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められている。

本市においては、平成27年3月に「姫路市教育振興基本計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」を基本理念として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできたところである。

この現行計画の期間満了の時期にあたり、これまでの取組について検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据えて、国や兵庫県の計画を参酌しながら、次の5年間における本市教育の方向性を示すものとして、「第2期 姫路市教育振興基本計画」を策定する。

2 位置付け

この計画は、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法に定められた「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付ける。



3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間の計画とする。

4 計画の対象

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。

5 指標の設定

施策の推進に当たっては、企画・立案段階から目標の達成状況に関する指標設定等を通じ、当該施策の効果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に活かしていくサイクルを確立することが不可欠であるため、本計画において、施策ごとに指標を設定する。

しかしながら、教育は、他の分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多い。特に学校教育は子供それぞれ興味・関心や学習理解度が異なり、一人一人の教育ニーズを踏まえて行われるため、成果は多様である。また、成果に対して家庭環境など他の要因が影響する場合が多いため、取組と成果との因果関係の証明が難しい。

これらのことを踏まえ、指標の設定については、定量的に表せるものを優先しつつ、可能な限り当該施策に係る代表的なものを挙げるように努めたが、設定した指標は、施策の目的の達成状況を測る目安の一つであるため、当該施策の評価に当たっては、指標のみに拠ることなく、多角的に施策全体について行うよう努めることとする。

なお、指標の目標値については、指標が施策目的の達成状況を測るためのものであることから、最終的な目標値を設定すべきと考えたが、指標によっては、最終的なゴールではなく、あくまでも中間目標として、令和6年度までの5年間というこの計画の期間において達成すべき目標値を設定したものを含んでいる。

●教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2章 教育をめぐる現状と課題

1 時代の潮流と教育

(1) 国・兵庫県の動向

国においては、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指す理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとして社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策の動向も踏まえて、教育政策の在り方を示すものとして、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定された。計画では、個人の目指すべき姿として、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要であり、社会の目指すべき姿として、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められ、「社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指していくことが重要としている。

また、兵庫県では、県政150周年を迎え、平成30年10月に、新たなビジョンとなる「兵庫2030年の展望」が策定され、この中で、今後の兵庫の教育に期待される人づくりが示された。この展望とともに、第2期「ひょうご教育創造プラン」の成果と課題を踏まえ、平成31年2月に、第3期「ひょうご教育創造プラン」が策定された。プランでは、子供たちが将来の夢や目標に向かって主体的なキャリア形成と自己実現を図ることを目指し、基本理念「兵庫が育むこころ豊かで自立する人づくり」に、「『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマとして加えている。

(2) 教育を取り巻く社会情勢等

ア 情報通信技術（ICT）による技術革新

現在、Society5.0と言われる超スマート社会の実現に向けて、人工知能（AI）、ビッグデータの活用など技術革新が急速に進んでいる。

本市においても、高度情報化社会への対応として、情報活用能力の育成、ICTを活用した授業改善など授業・学習面及び教職員の業務負担軽減など校務面において、ICTの利活用を更に推進する必要がある。

イ グローバル化の進展

情報通信技術の進展や交通網の整備等により、人間の生活圏は急速に広域化しており、グローバル化が加速している。

このような中、我が国の伝統と文化を尊重し、ふるさとを愛する心を養うとともに、異文化を理解し、国際的視野に立って主体的に行動し、多様な人々と共に生きる態度を養うなど、グローバルに活躍する人材の育成を図ることが重要である。

ウ 教育の機会均等

子供の貧困率については、改善が見られるが依然として高い水準にある。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けており、母語も多様化している。

さらに、平成 22 年の国勢調査によると、姫路市における未就学者数は 621 人となっている。

そこで、外国籍の者や義務教育未修了者など、多様な教育ニーズを有する人々に対する支援の検討・整備を進めることによって、外国人児童生徒等の受入れ体制の整備の充実や、義務教育を十分に受けることができなかつた人々の教育機会の確保を図っていく必要がある。

エ 働き方改革

働き方改革関連法の成立により、民間企業の従業員等による時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする機運が高まり、学校においても、学校・教職員の業務が多岐多様にわたり、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっている。

本市においても、教職員のこれまでの働き方を見直し、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進めることで、教師自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど教育の質の向上を図ることが重要である。

オ 人生 100 年時代の到来

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されている。

このような中、全ての人が生涯にわたり学び、活躍することができるよう、学校施設や ICT 環境の整備など児童生徒の教育環境等の改善に加え、社会教育における教育環境の整備を進めるなど、引き続き生涯学習社会の実現を図っていくことが必要である。

カ 少子高齢化、人口減少の進展

少子高齢化、人口減少の進展に伴う世帯構造の変化、地域コミュニティの弱体化等による体験活動機会の減少など子供たちの人間関係力、社会性等の育成が懸念されている。

今後は、地域の主体的な参画のもと、子供の学びや育ちを支える体制を確立するなど、学校と地域の連携・協働を推進することが重要である。また、学校教育に限らず、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することにより、地域の維持発展の担い手となる人材を育成することが求められる。

キ 社会教育施設の役割及び文化財の利活用

社会教育施設は地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されている。また、文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についても重視する方向性となった。

そこで、学校教育との連携を更に充実させるとともに、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う他の部局等と連携を強化していくことが求められる。

2 姫路の教育の成果と課題

(1) 姫路市の現状

○ 姫路市の人口

〔姫路市の人口の推移〕

◆「姫路市総合計画ふるさと・ひめじプラン 2020 における人口推移と推計（平成 21 年 3 月）」

	昭和 60 年	平成 2 年	7	12	17	22	27	32
姫路市	506,101	509,129	527,854	534,969	536,232	530,586	519,301	504,169
伸び率	2.3%	0.6%	3.7%	1.3%	0.2%	△1.1%	△2.1%	△2.9%
旧姫路市	452,917	454,360	470,986	478,309	482,304			
旧家島町	9,355	9,222	9,024	8,978	7,724			
旧夢前町	19,665	20,368	22,056	21,952	21,228			
旧香寺町	19,230	19,879	20,221	19,885	19,326			
旧安富町	4,934	5,300	5,567	5,845	5,650			

※昭和 60 年～平成 17 年は、総務省「国勢調査報告」

※平成 22 年～32 年の人口は、コーホート要因法による推計値（姫路市調べ）

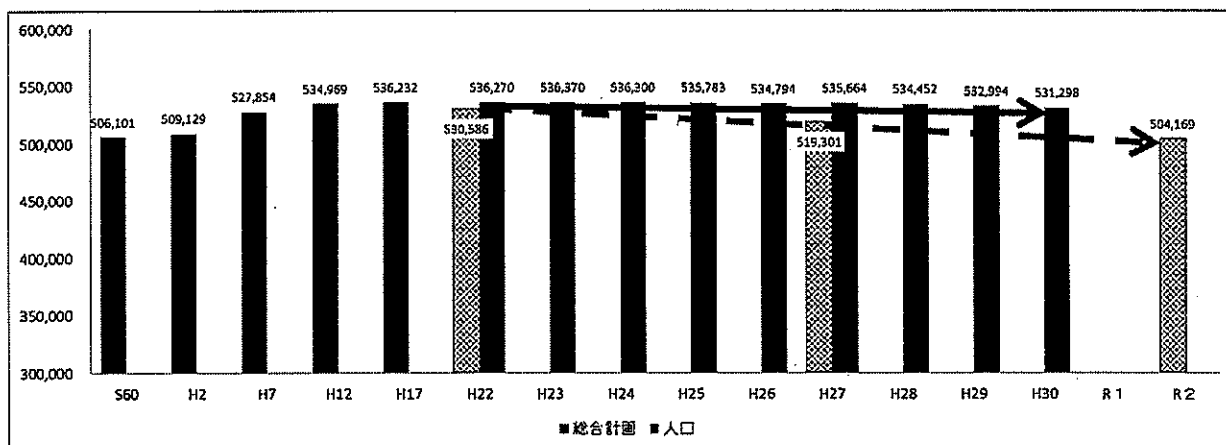
◆「姫路市統計情報による人口推移（平成 30 年 10 月現在）」

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	536,270	536,370	536,300	535,783	534,794	535,664	534,452	532,994	531,298
伸び率	△0.0%	0.0%	△0.0%	△0.1%	△0.2%	0.2%	△0.2%	△0.3%	△0.3%

※平成 22 年、平成 27 年は、総務省「国勢調査報告」

※国勢調査以外の年は、各年 10 月 1 日現在の推計人口

◆「姫路市総合計画における推計値と実際の人口推移との比較」



※点塗りの棒グラフは、姫路市総合計画における推計値

※点線の矢印は推計値の傾向、実線の矢印は実際の人口の推移の傾向

- 「姫路市総合計画ふるさと・ひめじプラン 2020」によると、平成 17 年の総人口を基準にコーホート要因法*を用いて 5 年ごとの人口を推計すると、平成 17 年をピークに減少に転じ、令和 2 年には 50.4 万人になると見込まれ、本市でも本格的な人口減少社会の到来がくと予想される。

※コーホート要因法…男女別 5 歳階級別人口ごとに出生率、生残率、移動率を乗じて将来人口を推計する方法

- 平成 30 年度までの実際の人口の推移と姫路市総合計画の推計値とを比較すると、平成 30 年までにおいて、本市の人口減少はゆるやかな傾向にある。

○ 市立学校園の幼児・児童・生徒数

[幼稚園園児数等の推移]

(姫路市「姫路市統計情報」、姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
園数	45 休園1	37	37	36	36	36
学級数合計	123	104	106	101	91	87
5歳児クラス	63	54	52	53	47	44
4歳児クラス	60	49	52	46	42	41
3歳児クラス	—	1	2	2	2	2
園児数合計	2,898	2,473	2,390	2,190	1,906	1,730
5歳児在園者数	1,557	1,132	1,215	1,183	1,039	865
4歳児在園者数	1,341	1,321	1,135	967	827	825
3歳児在園者数	—	20	40	40	40	40

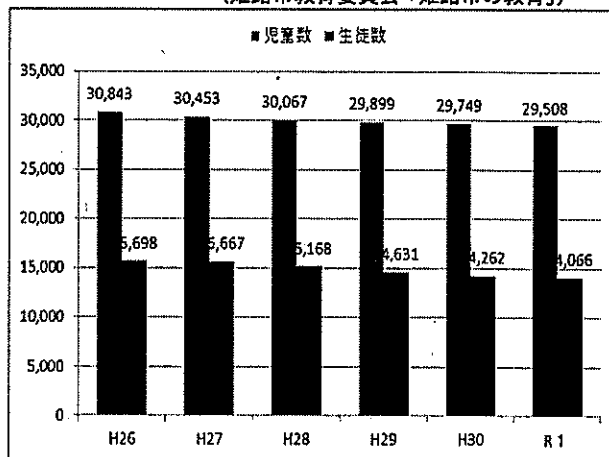
※ 各年度の園数、学級数、園児数は、5月1日現在の数（「姫路市の教育」）

- 平成26年度で2園が廃園、平成27年度から7園、平成29年度から1園が幼保連携型認定こども園へ移行し、36園となっている。
- 平成27年度から1園で、平成28年度からさらに1園で、3歳児保育をモデル実施している。
- 幼稚園の学級数については、5歳児クラス・4歳児クラスともに年々減少している。

[小・中・義務教育学校の児童生徒数等の推移]

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

年度	小学校 (義務教育学校前期課程を含む)		中学校 (義務教育学校後期課程を含む)	
	対前年増減数 児童数	普通学級数 特別支援学級数	対前年増減数 生徒数	普通学級数 特別支援学級数
H26	△548 30,843	1,037 142	△303 15,968	442 64
H27	△390 30,453	1,027 141	△301 15,667	440 67
H28	△386 30,067	1,015 141	△499 15,168	429 69
H29	△168 29,899	1,010 152	△537 14,631	414 65
H30	△150 29,749	1,004 161	△369 14,262	402 61
R1	△241 29,508	1,004 166	△196 14,066	400 67



- 小学校の児童数は年々減少し、令和元年度は平成26年度より1,335人減少している。
- 小学校の学級数については、平成26年度から令和元年度にかけて、普通学級は33学級減、特別支援学級は24学級増加している。
- 中学校の生徒数は年々減少し、令和元年度は平成26年度より1,902人減少している。
- 中学校の学級数については、平成26年度から令和元年度にかけて、普通学級は42学級減、特別支援学級は3学級増加している。

〔市立高等学校の生徒数等の推移〕

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
学校数	3	3	3	3	3	3
学級数	60	60	60	59	58	57
対前年増減数	7	21	6	△40	△45	△36
生徒数	2,357	2,378	2,384	2,344	2,299	2,263

※ 各年度の学級数、生徒数は、5月1日現在の数

- 市立高等学校の学級数は、姫路高校 18 学級、琴丘高校 21 学級、飾磨高校 18 学級（令和元年度）、姫路高校は、平成 29 年度から 3 年をかけて 1 学級ずつ減っている。(20→18)
- 市立高等学校は、平成 15 年にそれぞれ特色あるコースを設置している。
- 平成 27 年度に、姫路高校のサイエンスキャリアコースを探究科学コースに改編している。
- 平成 27 年度入学者選抜から、市立高校の通学区域は従来の姫路・福崎学区と西播学区を統合した第 4 学区となり、選抜方式は全日制普通科（単位制を含む）と総合学科 22 高校による複数志願選抜で行う。

〔特別支援学校における児童生徒数等の推移〕

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
学級数合計	31	31	33	30	31	32
小学部	17	17	17	15	14	12
中学部	4	4	9	9	10	9
高等部	10	10	7	6	7	11
児童生徒数合計	84	83	83	75	76	83
小学部	48	48	43	40	37	34
中学部	11	12	24	24	26	25
高等部	25	23	16	11	13	24

※ 各年度の学級数、児童生徒数は、5月1日現在の数

- 姫路市立の特別支援学校である書写養護学校の学級数及び児童生徒数はほぼ横ばいである。

〔姫路市における特別支援学級在籍児童生徒数等の推移〕

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

■ 特別支援学級在籍児童数（小学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
知的	194	187	199	206	219	255
肢体	24	20	18	22	22	18
病弱	1	4	4	4	6	6
弱視	2	3	4	2	2	1
難聴	5	5	6	6	5	6
言語	0	0	0	0	0	0
自・情	185	204	228	265	297	314
合計	411	423	459	505	551	600

■ 特別支援学級在籍生徒数（中学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
知的	89	92	102	104	96	95
肢体	10	13	16	10	7	3
病弱	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	1	1	1
難聴	4	5	7	6	4	2
言語	0	0	0	0	0	0
自・情	64	63	72	65	74	89
合計	167	173	197	186	182	190

※ 知的…知的障害、肢体…肢体不自由、言語…言語障害、自・情…自閉症・情緒障害を指す。

■ 特別支援学級数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	142	141	141	152	161	166
中学校	64	67	69	65	61	67
合計	206	208	210	217	222	233

※ 各年度の学級数、児童生徒数は、5月1日現在の数

※ 小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

- 姫路市の小・中学校における特別支援学級在籍者は、年々増加傾向である。
- 特別支援学級在籍者について、平成26年度と令和元年度を比較すると、小・中学校ともに知的障害、自閉症・情緒障害の児童生徒が増加している。
- 姫路市の特別支援学級数について、平成26年度と令和元年度を比較すると、増加傾向である。

○ 教科に関する調査 (全国学力・学習状況調査)

[全国や兵庫県と比較した姫路市の教科に関する調査結果の推移]

(文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査」)

◆ 小学校6年生の調査結果

区分	比較対象	平成28年度 小学校6年生	平成29年度 小学校6年生	平成30年度 小学校6年生
国語 A	県	-1	-1	-2
	国	-1	-1	-3
国語 B	県	-2	-1	-1
	国	-2	-2	-2
算数 A	県	-2	-1	-3
	国	-2	-2	-4
算数 B	県	-1	-1	-2
	国	-1	-1	-2
理科	県	-	-	±0
	国	-	-	-1

◆ 中学校3年生の調査結果

区分	比較対象	平成28年度 中学校3年生	平成29年度 中学校3年生	平成30年度 中学校3年生
国語 A	県	±0	-1	-1
	国	±0	±0	±0
国語 B	県	-1	-2	-3
	国	-2	-2	-3
数学 A	県	±0	-1	±0
	国	4	2	3
数学 B	県	-1	-2	-1
	国	1	±0	±0
理科	県	-	-	-1
	国	-	-	±0

※ 姫路市の平均正答率を県、国と比較したもの

※ 小学校6年生には義務教育学校6年生を含む。中学校3年生には義務教育学校9年生を含む。

(注)

- A：「知識に関する問題(A)」身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
- B：「活用に関する問題(B)」知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

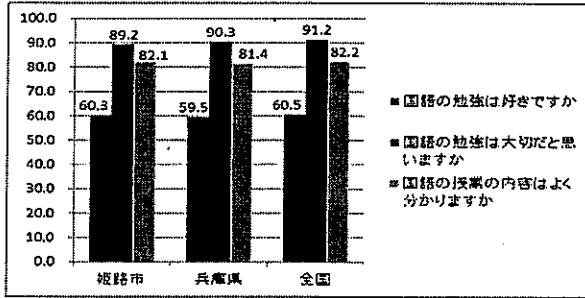
- 教科に関する調査のそれぞれの項目について、平成30年度調査における全国や兵庫県と姫路市の状況を比較すると、小学校では、国語、算数ともにA及びBのいずれも、国、県の平均正答率をやや下回っている。
- 同様に、中学校では、国語A、B、数学Bにおいて県をやや下回っている。国との比較では、国語Bはやや下回っているが、数学Aはやや上回っている。
- 理科も含め、どの調査においても、国、県と比べ±5ポイントの範囲にあり、大きな差は見られない。
- 「姫路市における教科に関する調査結果」については、平成28年度から平成30年度調査までを比較すると、国語、算数・数学ともにA及びBのいずれも同じ傾向である。

○ 意識に関する調査 (全国学力・学習状況調査)

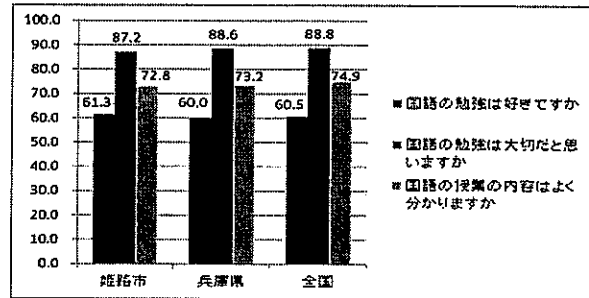
〔全国や兵庫県と比較した姫路市の教科に関する児童生徒の意識〕

(文部科学省「平成 29・30 年度全国学力・学習状況調査」)

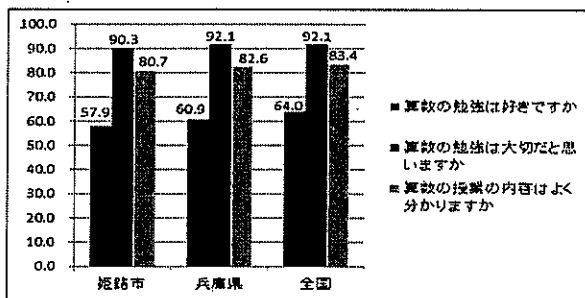
◆ 国語に関する児童の意識(小学生、平成 29 年度)



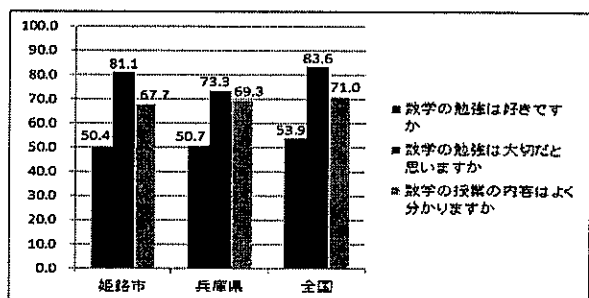
◆ 国語に関する生徒の意識(中学生、平成 29 年度)



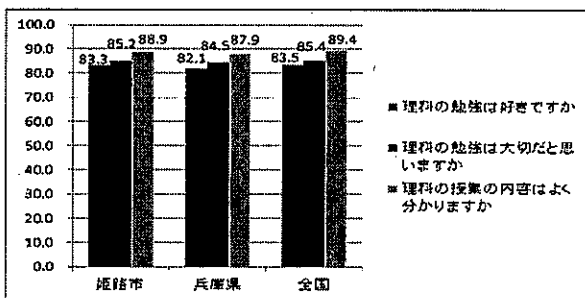
◆ 算数に関する児童の意識(小学生、平成 30 年度)



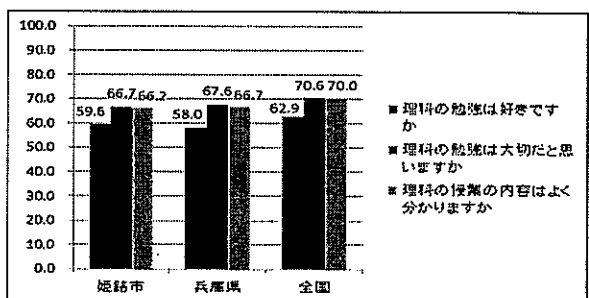
◆ 数学に関する生徒の意識(中学生、平成 30 年度)



◆ 理科に関する児童の意識(小学生、平成 30 年度)



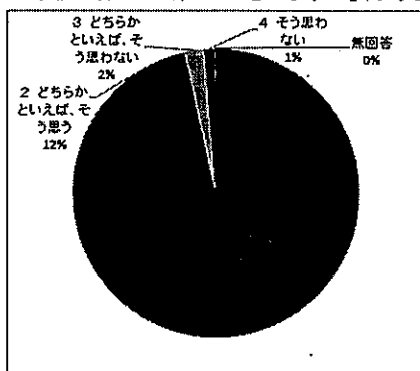
◆ 理科に関する生徒の意識(中学生、平成 30 年度)



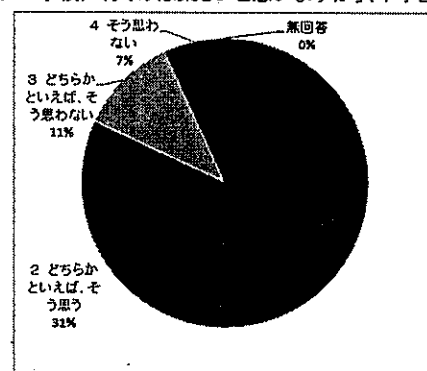
〔姫路市における児童生徒の意識調査の結果〕

(文部科学省「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」)

◆ 「学校に行くのは楽しいと思いますか」(小学生)



◆ 「学校に行くのは楽しいと思いますか」(中学生)

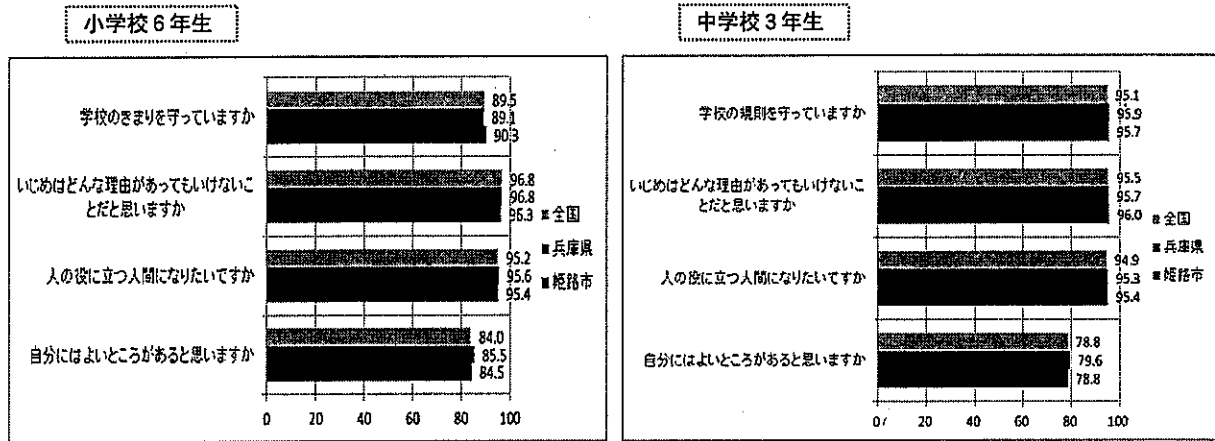


- 国語、算数・数学、理科に関する児童生徒の意識について、全国の傾向と同じく、それぞれの教科の勉強が大切だと思う割合より好きと答える割合のほうが低い傾向である。
- 学校に行くのは楽しいと思いますかの項目について、80%以上の児童生徒が肯定的に回答している。

○ 道徳性に関する調査 (全国学力・学習状況調査)

(姫路市と全国との道徳性に関する意識の比較)

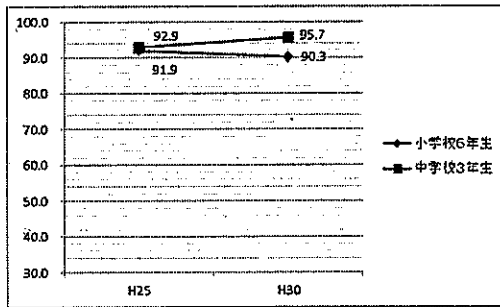
(文部科学省「平成 30 年度全国学力・学習状況調査」)



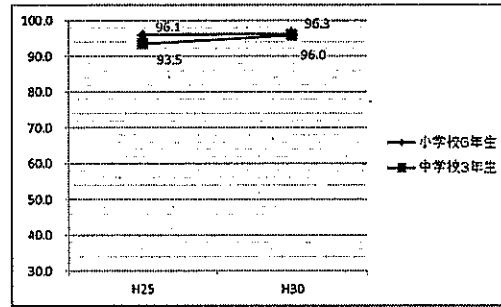
(姫路市における児童生徒の意識の変化)

(文部科学省「平成 30 年度全国学力・学習状況調査」)

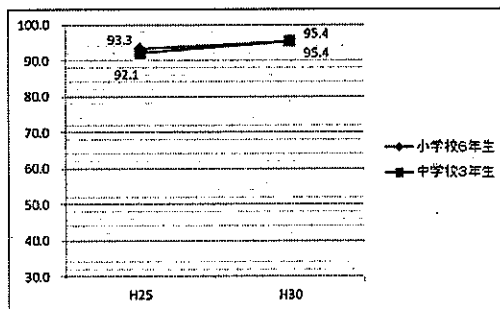
①学校のきまりを守っていますか



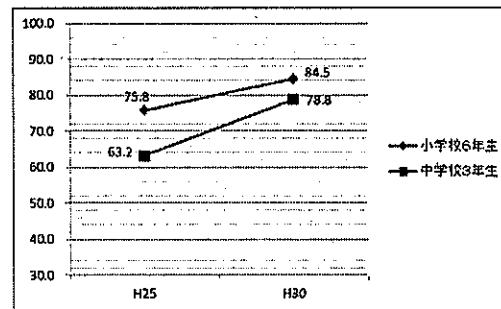
②いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか



④人の役に立つ人間になりたいと思いますか



⑥自分にはよいところがあると思いますか



※ 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙より項目を抜粋

※ 小学校 6 年生には義務教育学校 6 年生を含む。中学校 3 年生には義務教育学校 9 年生を含む。

○ 道徳性の意識に関する項目について、平成 30 年度調査における姫路市と全国を比較すると、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、ほぼ同じ傾向であるが、自尊感情に関する項目については、肯定的な回答をした児童生徒の割合が他の項目と比べ低い傾向である。

○ 道徳性の意識に関する項目について、姫路市における平成 25 年度調査と平成 30 年度調査を比較すると、全ての項目で肯定的な回答をした児童生徒の割合が高い状態を維持している。

特に自尊感情に関する項目については、肯定的な回答をした中学校 3 年生の割合が大きく増加した。

○ 問題行動・いじめ・不登校の件数

〔姫路市と全国及び兵庫県との比較〕

(文部科学省「平成 29 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、姫路市「平成 31 年度学校園教育指針」)
(平成 29 年度件数)

いじめ認知件数	姫路市	1000 人 当たり(件)	前年比	兵庫県	1000 人 当たり(件)	前年比	全国	1000 人 当たり(件)	前年比
小学校	307	10.3	2.30	8,374	29.1	9.00	311,322	49.0	12.30
中学校	287	19.6	3.20	3,937	28.7	6.30	77,137	25.0	3.30

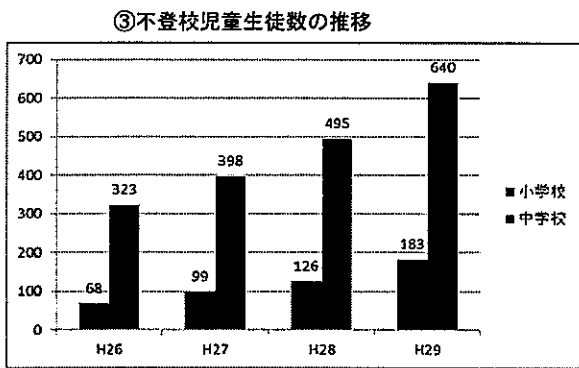
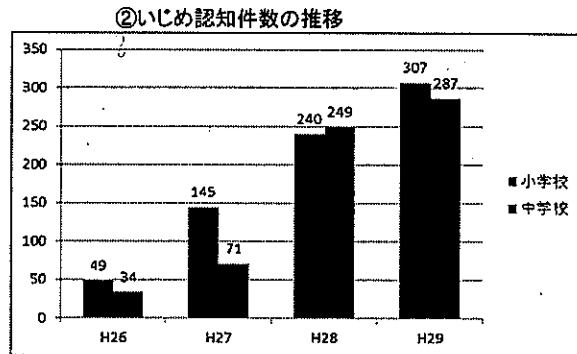
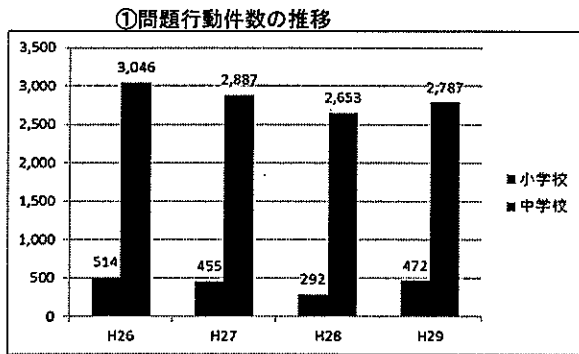
不登校児童生徒数	姫路市	全児童生徒 数に占める 割合(%)	前年比	兵庫県	全児童生徒 数に占める 割合(%)	前年比	全国	全児童生徒 数に占める 割合(%)	前年比
小学校	183	0.61	1.45	1,490	0.52	1.37	34,732	0.55	1.17
中学校	640	4.37	1.34	4,979	3.63	1.15	104,295	3.38	1.08

※いじめ認知件数は、公立学校の数値(国立、私立を除く)

※不登校児童生徒数は、姫路市は公立学校の数値、兵庫県と全国は国・公・私立の数値

※小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

〔姫路市における問題行動件数・いじめ認知件数・不登校児童生徒数の推移〕



■問題行動件数
刑法犯行為(暴力・窃盗・万引き等)、く犯・不良行為(家出・飲酒・喫煙、薬物乱用等)、無免許運転の合計件数

■いじめの定義
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

■不登校の定義
年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病氣」や「経済的な理由」による者を除く)」をいう。

※小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

- いじめ認知件数について、平成 29 年度調査における姫路市の件数は 1000 人当たりで比較すると、全国及び兵庫県を下回る。
- 不登校児童生徒数について、平成 29 年度調査における姫路市の件数は全児童生徒数に占める割合で比較すると、全国及び兵庫県を上回る。
- 姫路市における小学校及び中学校の問題行動件数は、年々減少の傾向にあったが、平成 29 年度は増加している。
- 姫路市におけるいじめ認知件数及び不登校児童生徒数は、年々増加の傾向である。

○ 新体力テスト

〔姫路市と全国及び兵庫県との新体力テスト平均値の比較〕

(文部科学省「平成 30 年度全国児童生徒体力・運動能力調査」)

小5男子(H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ
姫路市	15.88	19.36	30.78	40.37	52.84	9.29	152.86	22.65
兵庫県(比較)	16.03 ▼	19.25 ○	32.22 ▼	40.35 ○	51.35 ○	9.32 ○	151.52○	22.47 ○
全国(比較)	16.54 ▼	19.94 ▼	33.31 ▼	42.10 ▼	52.15 ○	9.37 ○	152.26○	22.14 ○

小5女子(H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ
姫路市	15.52	18.50	34.54	38.51	42.84	9.56	145.76	12.83
兵庫県(比較)	15.55 ▼	18.01 ○	36.49 ▼	38.20 ○	39.69 ○	9.63 ○	144.05○	13.24 ▼
全国(比較)	16.14 ▼	18.96 ▼	37.63 ▼	40.32 ▼	41.89 ○	9.60 ○	145.97▼	13.76 ▼

中2男子(H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ
姫路市	28.46	25.90	39.30	52.08	84.42	8.04	195.16	19.72
兵庫県(比較)	27.83 ○	26.48 ▼	40.44 ▼	51.39 ○	85.72 ▼	8.00 ▼	192.78○	19.92 ▼
全国(比較)	28.83 ▼	27.25 ▼	43.35 ▼	52.20 ▼	85.65 ▼	7.99 ▼	195.59▼	20.49 ▼

中2女子(H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ
姫路市	23.40	21.93	42.65	47.25	59.13	8.92	167.07	11.39
兵庫県(比較)	23.58 ▼	23.13 ▼	44.17 ▼	47.00 ○	60.17 ▼	8.77 ▼	169.21▼	12.46 ▼
全国(比較)	23.83 ▼	23.77 ▼	46.19 ▼	47.34 ▼	59.55 ▼	8.78 ▼	170.06▼	12.90 ▼

※平均値と同じ又は上回っている場合は○、平均値を下回っている場合は▼で表示

〔姫路市における新体力テスト平均値の変化〕

	握力			上体起こし			長座体前屈			反復横跳び		
	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向
小5男子	15.45	15.88	↗	19.24	19.36	↗	29.70	30.78	↗	40.46	40.37	↘
小5女子	15.01	15.52	↗	18.37	18.50	↗	33.60	34.54	↗	38.36	38.51	↗
中2男子	29.44	28.46	↘	26.97	25.90	↘	39.90	39.30	↘	50.63	52.08	↗
中2女子	23.54	23.40	↘	22.11	21.93	↘	43.83	42.65	↘	44.80	47.25	↗

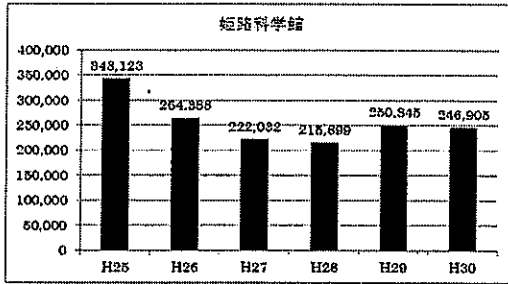
	20mシャトルラン			50m走			立ち幅跳び			ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)		
	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向
小5男子	52.79	52.84	↗	9.43	9.29	↗	149.62	152.86	↗	23.86	22.65	↘
小5女子	42.34	42.84	↗	9.65	9.56	↗	141.14	145.76	↗	12.81	12.83	↗
中2男子	85.16	84.42	↘	8.08	8.04	↗	192.38	195.16	↗	20.71	19.72	↘
中2女子	56.64	59.13	↗	8.97	8.92	↗	164.67	167.07	↗	12.26	11.39	↘

- 新体力テストに関するそれぞれの項目について、平成 30 年度調査における姫路市と全国及び兵庫県を比較すると、小学生では半数程度の項目で全国及び県平均を上回るものの、中学生では上回る項目が少ない。
- 新体力テストに関するそれぞれの項目について、姫路市における平成 25 年度調査と平成 30 年度調査を比較すると、小学生では多くの項目で数値が上がる傾向である。中学生では反復横跳び、20m シャトルラン(女子)、50m 走、立ち幅跳びで数値が上がる傾向である。

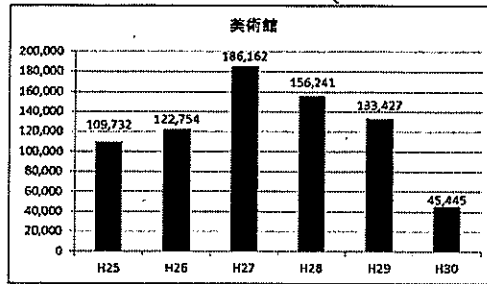
○ 社会教育関連施設の利用状況

〔姫路市の社会教育関連施設の利用者数〕

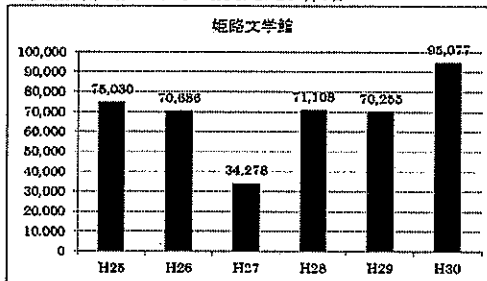
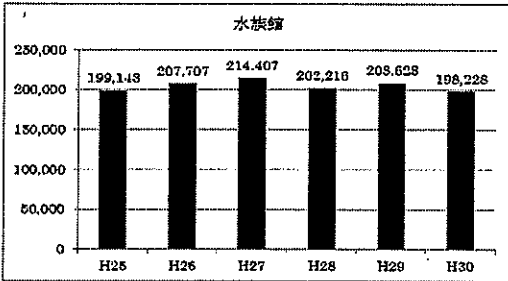
(姫路市「姫路市統計情報」、姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



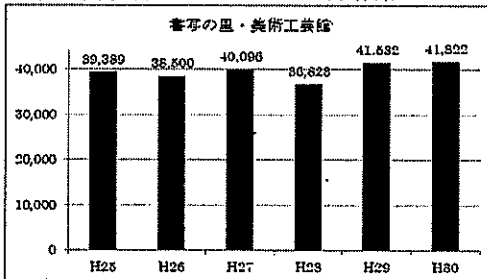
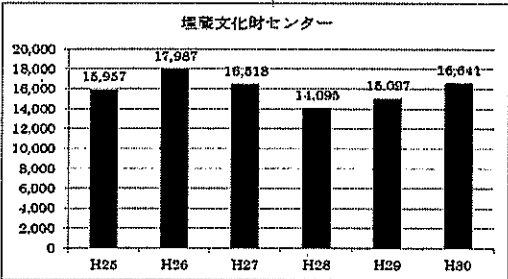
(姫路科学館) H27. 10. 19~H28. 7. 14 休館



(美術館) H30. 8. 1~H31. 2. 25 休館

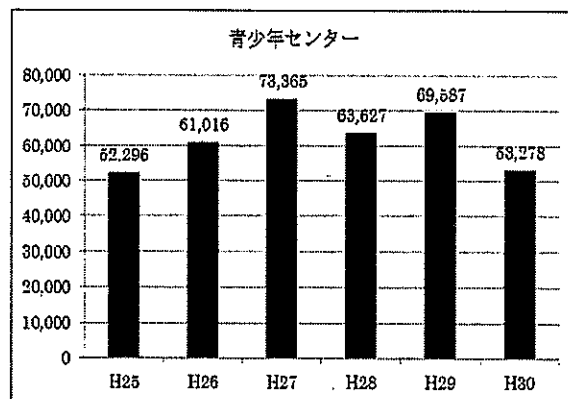
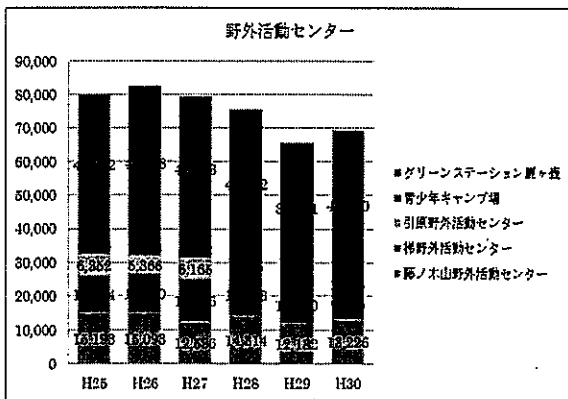


(姫路文学館) H27. 6. 8~H28. 7. 29 休館



〔姫路市の野外活動センター、青少年センターの利用者数〕(教育委員会所管のみ)

(姫路市「姫路市統計情報」、姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



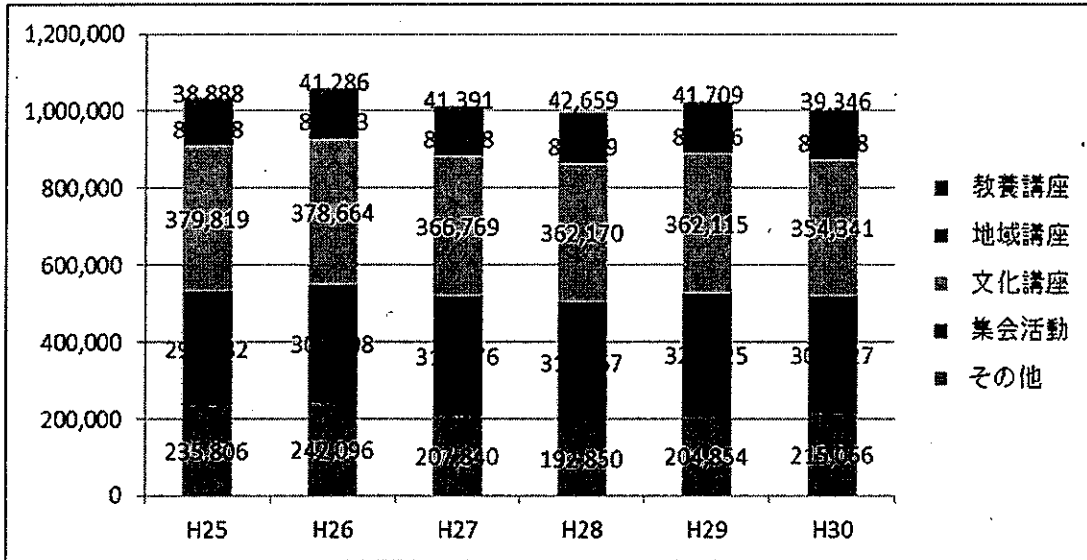
○ 姫路科学館及び姫路文学館は大規模改修を行い、リニューアルオープン後の入館者数は増加している。その他の施設についても、特別展や講演会など、入館者増に向けた取組を展開している。

○ 引原野外活動センターは平成 27 年度末に閉鎖した。

○ グリーンステーション鹿ヶ壺は令和 2 年度から産業局に移管予定である。

○ 公民館・図書館の利用状況

〔姫路市立公民館の利用状況の推移〕

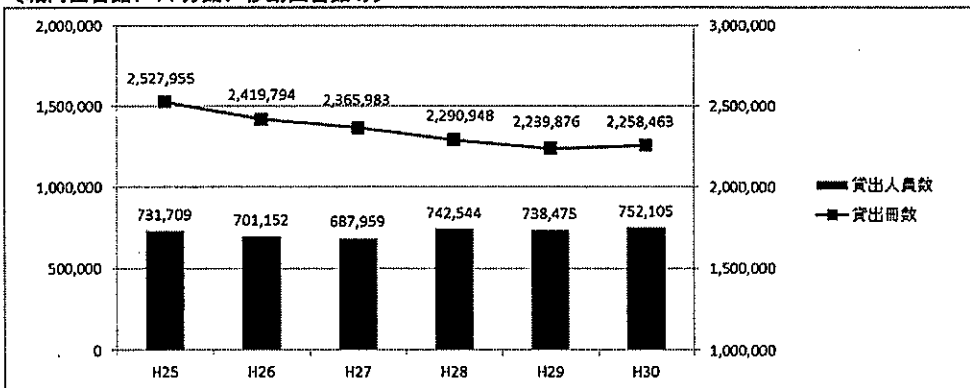


- ・ 教養講座は、地域の生活課題や現代的課題などについて、年間12回程度開催
- ・ 地域講座は、学習グループの育成を目指し、1年間を通じて開講し、地域のリーダーを育成
- ・ 文化講座は、文化的技能や生きがいにつながる趣味を深める講座
- ・ 集会活動は、地域の交流の場として、集会や会合、発表会などの行事を開催
- ・ その他として、教育相談所としての利用やふれあい給食サービスなどで利用

〔姫路市立図書館における貸出人員数と貸出冊数〕

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

(城内図書館、14分館、移動図書館等)

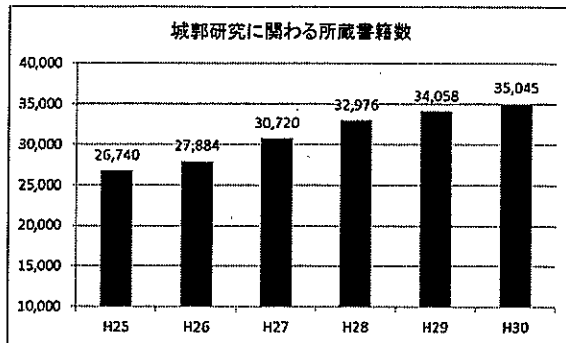
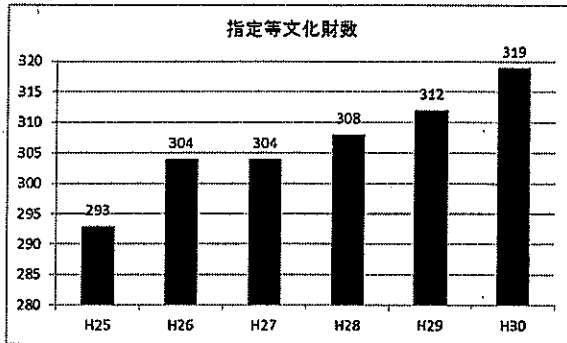


- 市立公民館については、68館あり、地域における生涯学習の拠点として、また、地域コミュニティの核として活用されている。毎年延べ約100万人に利用されている。
- 平成31年4月1日に飾磨橋東公民館を新たに開館した。
- 図書館の貸出人員について、平成30年度は平成25年度と比較して約2万人増加している。貸出冊数については、約27万冊減少している。
- 平成31年4月13日に図書館花北分館がリニューアルオープンした。

○ 文化財・蔵書・館藏品数等

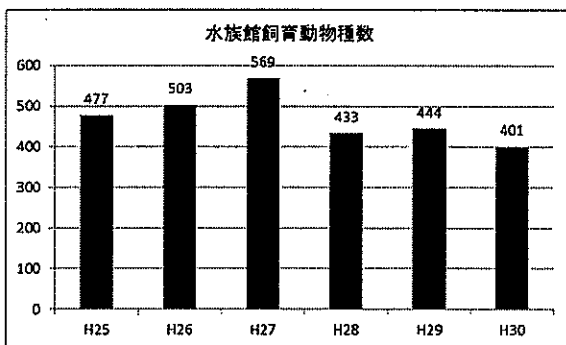
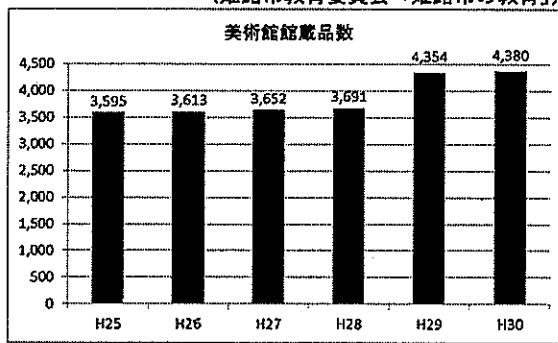
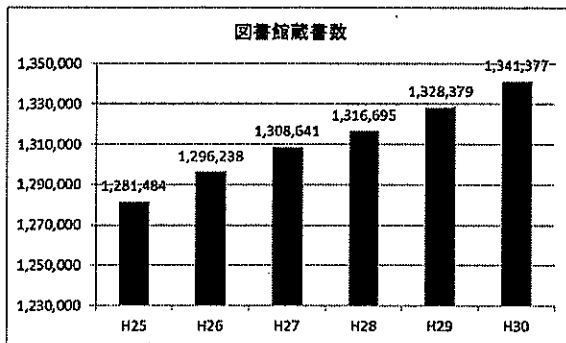
〔姫路市における指定等文化財数及び城郭研究に関わる所蔵書籍数の推移〕

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



〔姫路市における蔵書・館藏品・飼育動物種の推移〕

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



- 市史編集室では、今後刊行する市史に備えての史資料を収集・整理し、保管
- 姫路文学館では、郷土ゆかりの文学者の文学作品等を収集・整理し、保管
- 書写の里・美術工芸館では、郷土ゆかりの工芸品、郷土玩具などの資料を収集・整理し、保管
- 埋蔵文化財センターでは、出土品などの資料を収集・整理し、保管
- 姫路科学館では、鉱物、昆虫など展示標本等の資料を収集・整理し、保管

- 指定等文化財については、積極的に保護し、現在 319 件（世界遺産を除く）を指定している。
- 城郭研究に関わる所蔵書籍数については、毎年 1,000 点前後を収集し、現在 35,045 点を所蔵している。
- 図書館蔵書数については、購入、整理等を実施しながら、計画的に蔵書数を増やしている。
- 美術館館藏品については、収集方針に基づいて購入、整理等を実施しながら、計画的に館藏品数を増やしている。
- 水族館飼育動物種数については、毎年多くの種類を飼育しており、現在 401 種である。

(2) 第1期「姫路市教育振興基本計画」の検証の概要

姫路市教育振興基本計画（計画期間：平成27年度～31年度）の基本理念「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり ～学び、つながり、高め合う教育を目指して～」に基づき、検証した概略は次のとおりである。

平成27年度以降、現計画に基づき、102にわたる事業に取り組んできた中で、一定の成果があげられたと考えている。

学校教育の分野では、義務教育学校の設置などにより小中一貫教育を推進し、子供同士や教職員相互の連携した取組の充実を図ることができた。また、教職員のICT機器やデジタルコンテンツの活用により、わかる授業を推進し、創意工夫した授業改善を図ることができた。また、学校司書の配置などにより読書環境を整備し、本に親しみを持つ子供の育成を図ることができた。また、「姫路市学校園消費者教育指針」の作成・活用などにより消費者教育を推進し、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる児童生徒の育成を図ることができた。

社会教育の分野では、姫路科学館、美術館、姫路文学館、公民館、図書館など、生涯学習関連施設を整備し、施設にふさわしい展示環境の整備を行い、市民の様々なライフステージにおける生涯学習の振興を図ることができた。また、姫路文学館等において、市民参加・交流イベントを開催し、幅広い年代層に対して芸術にふれあう機会を提供することで、市民文化の醸成を図ることができた。

しかしながら、子供の悩みに対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談の実施などの取組を行ってきたものの、不登校児童生徒数が増加傾向にあること、積極的な認知によりいじめ認知件数が増加していること、特別支援学級に在籍している児童生徒数が増加し、多様化していることに対して更なる取組の充実が求められる。

また、教職員のICT機器等の活用が増えてきているものの、更なる活用の促進が求められる。さらに、学校においては、地域の人材を活用した交流活動等を行ってきたが、今後は、学校と地域との連携・協働による取組を組織的・継続的に行うことが重要であることから、家庭と地域による学校との連携・協働の更なる推進などに、引き続き、取り組んでいくことが求められる。

※検証の詳細については、59ページから記載

【体系図】

〔基本理念〕

ふるさと姫路の未来をひらく人づくり
～自立し、認め合い、つながる教育を目指して～

〔目指す人間像〕

- ・知・徳・体の調和がとれ、夢や志を持ち、自ら学び続ける自立した人間
- ・ふるさとを愛し、社会の持続的な発展のために連携し、協働できる人間
- ・互いの伝統や文化を尊重し、多様な人々と共生する人間

〔基本的政策1〕

魅力ある学校教育の推進

〔基本的政策2〕

いきいきとした生涯学習
社会の実現

〔基本的政策3〕

歴史文化の継承と市民
文化の醸成

〔政策1〕
魅力ある姫路の教育の推進

〔政策2〕
子供の学びを支える教育環境整備の推進

〔政策3〕
ライフステージに応じた生涯学習の振興

〔政策4〕
市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

〔政策5〕
地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

〔政策6〕
魅力ある市民文化の創造と交流・発信

学 校

家 庭

地域社会

連携・協働

第3章 姫路の教育の目指す姿

1 基本理念

第1期「姫路市教育振興基本計画」に基づくこの5年間の取組状況や社会情勢・教育環境の変化等を踏まえ、次の5年間の姫路の教育の基本理念を示す。

〔基本理念〕

「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」

～自立し、認め合い、つながる教育を目指して～

教育は、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりである。少子高齢化やグローバル化が進む中、人生100年時代や超スマート社会といった激動の時代を、人間ならではの感性や創造性を発揮し、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、豊かな社会と新たな価値観を生み出せる人間の育成が求められている。

姫路をふるさととして共有する一人一人の個人が、自他の生命を互いに尊重しながら心豊かにたくましく、自らの人生を生き抜いていく力を育むことが、確かな未来を創造することにつながると期待する。未来とは、個人の未来、ふるさと姫路の未来、世界の未来でもある。自らが生きる未来を見据え、自己実現を図れる人間は、将来の豊かな地域社会を形成する基盤となる。

これらのことから、第2期計画の基本理念は、第1期計画を継承し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」と設定した。

また、副題については、基本理念の実現に向けた、本市教育の方向性を示すものとして、「自立」「認め合い」及び「つながり」の三つの言葉を設定した。「自立」した人間として主体的に判断し、多様な人々と互いを「認め合い」ながら協働し、新たな価値を創造できる人を、生涯にわたる育ちと学びの連続性や、他者との関係性などの「つながり」の中で育成する教育の振興を目指して、「自立し、認め合い、つながる教育を目指して」とした。

2 目指す人間像

基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指していく。

〔目指す人間像〕

- ・ 知・徳・体の調和がとれ、夢や志を持ち、自ら学び続ける自立した人間
- ・ ふるさとを愛し、社会の持続的な発展のために連携し、協働できる人間
- ・ 互いの伝統や文化を尊重し、多様な人々と共生する人間

超スマート社会の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、その変化を前向きに受け止めながら、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことが重要である。夢や志を持って可能性に挑戦するために、生涯にわたって主体的に学び続ける自立した人間の育成を目指す。

自分が生まれ、育ち、住んでいる地域をふるさととして大切に思い、愛着や誇りを持つことで地域の将来を考える。そして、技術革新やグローバル化への対応による社会（地域・国・世界）の持続的な発展のために、学校・家庭・地域で連携し、協働できる人間の育成を目指す。

我が国の伝統や文化を深く理解した上で、世界の多様な文化の中で自他の違いを認め、尊重することが大切である。そして、感性や創造性を発揮しながら、年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無などにより、異なる文化や価値観を持つ多様な人々と共に生きる人間の育成を目指す。

3 基本目標と計画体系

目指す人間像実現のため、3つの基本的政策を設定し、それぞれに基本目標を定めて取り組む。

基本的政策1 魅力ある学校教育の推進

【基本目標】

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を備え、変化の激しい社会に対応し、自立した人間として自己実現を図ることができる人間の育成を目指し、子供の資質や能力を伸ばし、可能性を広げる魅力ある学校教育を推進する。
- 子供が、安心して安全な学校生活を送れるよう、就学支援や学校園の機能・設備の充実を図り、また、社会ぐるみの支援体制を構築するなど、教育環境の整備を推進する。

政策1 魅力ある姫路の教育の推進

- (施策) 1 「確かな学力」の育成
- 2 「豊かな心」の育成
- 3 「健やかな体」の育成
- 4 異校種間連携の強化
- 5 就学前教育の推進
- 6 特別支援教育の推進
- 7 特色ある教育の推進
- 8 生徒指導の推進
- 9 教職員の指導力等向上の推進

政策2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

- (施策) 1 子供が安心して学べる環境づくりの推進
- 2 充実した学校教育環境の整備
- 3 学校と地域等の協働体制の構築

基本的政策2 いきいきとした生涯学習社会の実現

【基本目標】

- 生涯学習社会の実現に向けて、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設の充実や人権教育の推進を図る。
- 心豊かでたくましい青少年の育成を目指し、家庭や地域における教育力の向上を支援するとともに、青少年への様々な体験機会の提供や健全育成を促進する環境づくりなど、市民ぐるみで青少年の健全育成に努める。

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

- (施策) 1 生涯学習支援体制の充実
- 2 多様な学習機会の充実
- 3 人権教育の推進

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

- (施策) 1 家庭や地域における教育力向上への支援
- 2 青少年の交流と活動の促進
- 3 地域で見守る健全育成活動の推進

基本的政策3 歴史文化の継承と市民文化の醸成

【基本目標】

- 世界文化遺産姫路城をはじめとする多彩な文化財の保存と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や歴史的文書の調査・研究と継承・活用により、姫路の歴史と文化を守り育てる。
- 博物館として教育機関でもあり文化拠点施設でもある美術館、姫路文学館などの活動を通して、市民が様々な文化に触れ、学ぶことができる機会を充実する。

政策5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

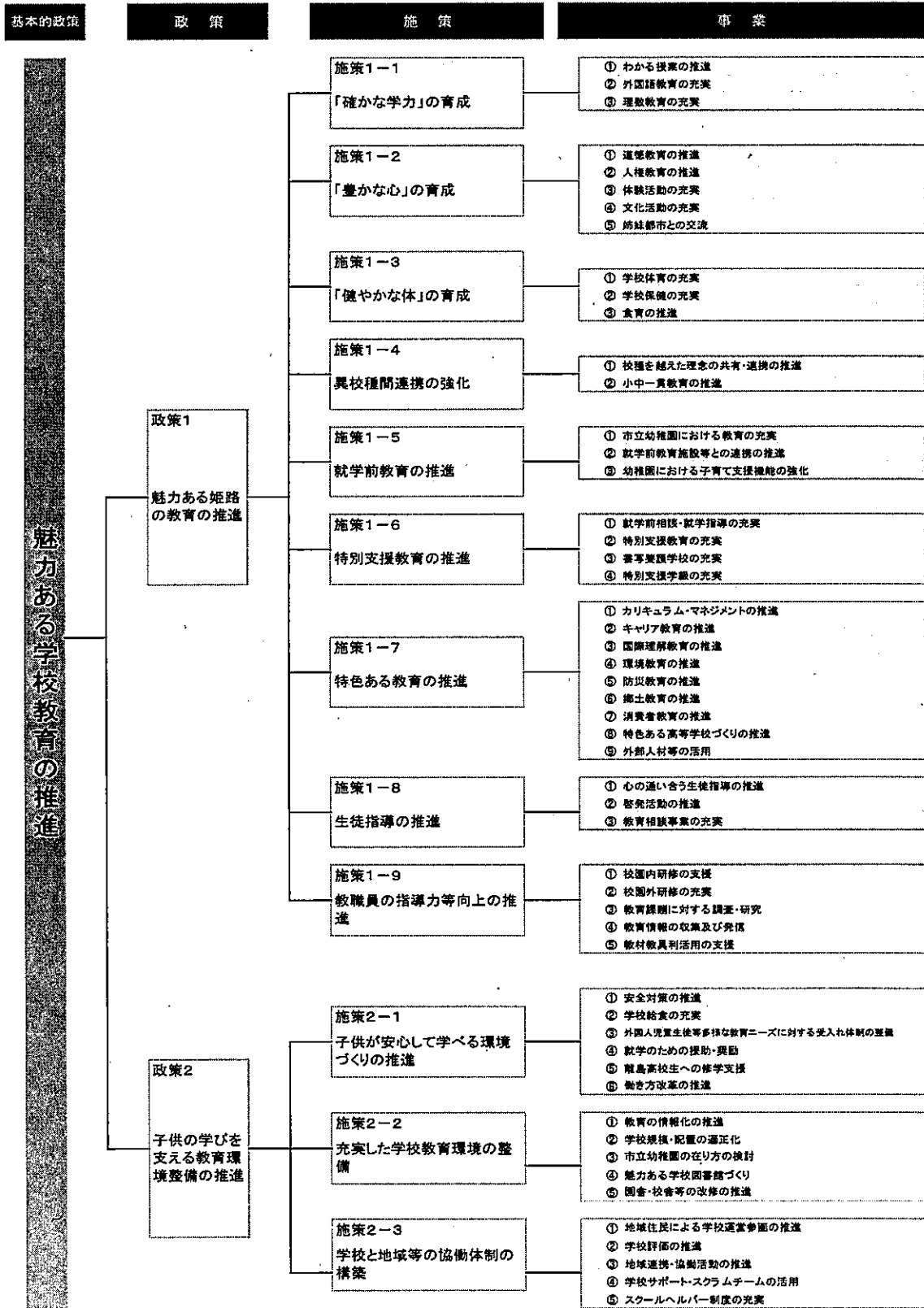
- (施策) 1 世界文化遺産姫路城の保存と活用
- 2 多彩な文化財の保存と活用
- 3 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

政策6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

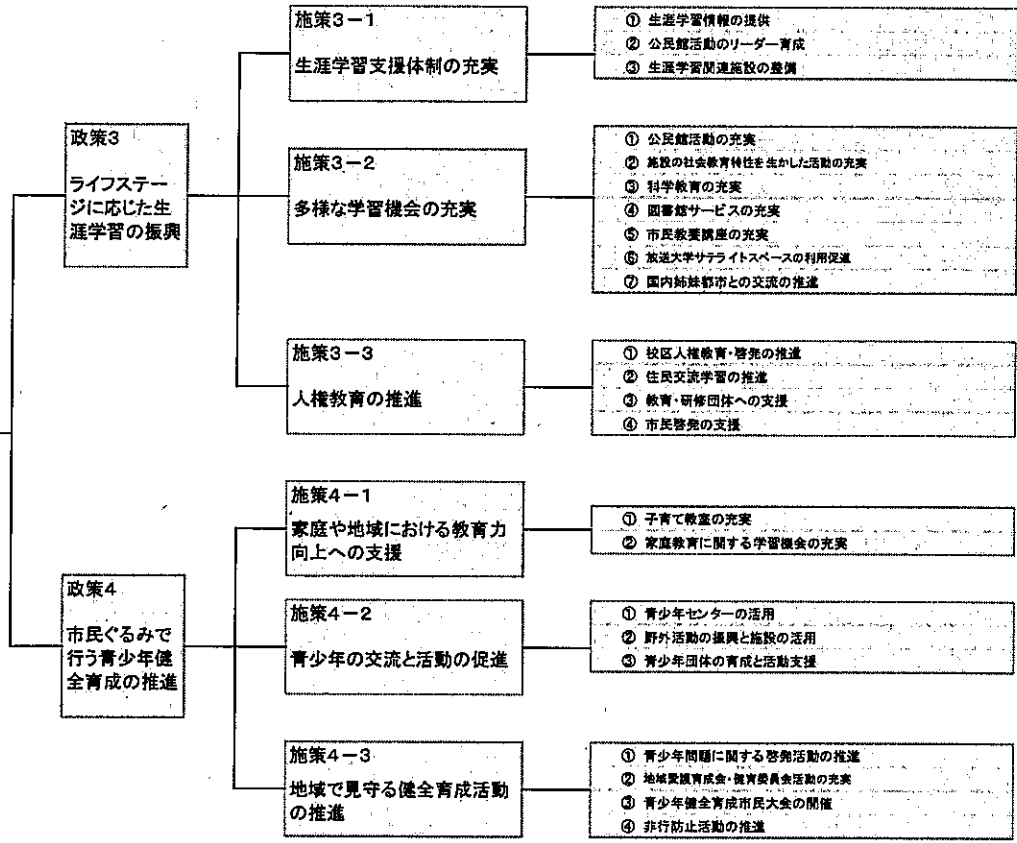
- (施策) 1 新たな市民文化が育つ環境の充実
- 2 市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実

第4章 今後5年間の具体的取組

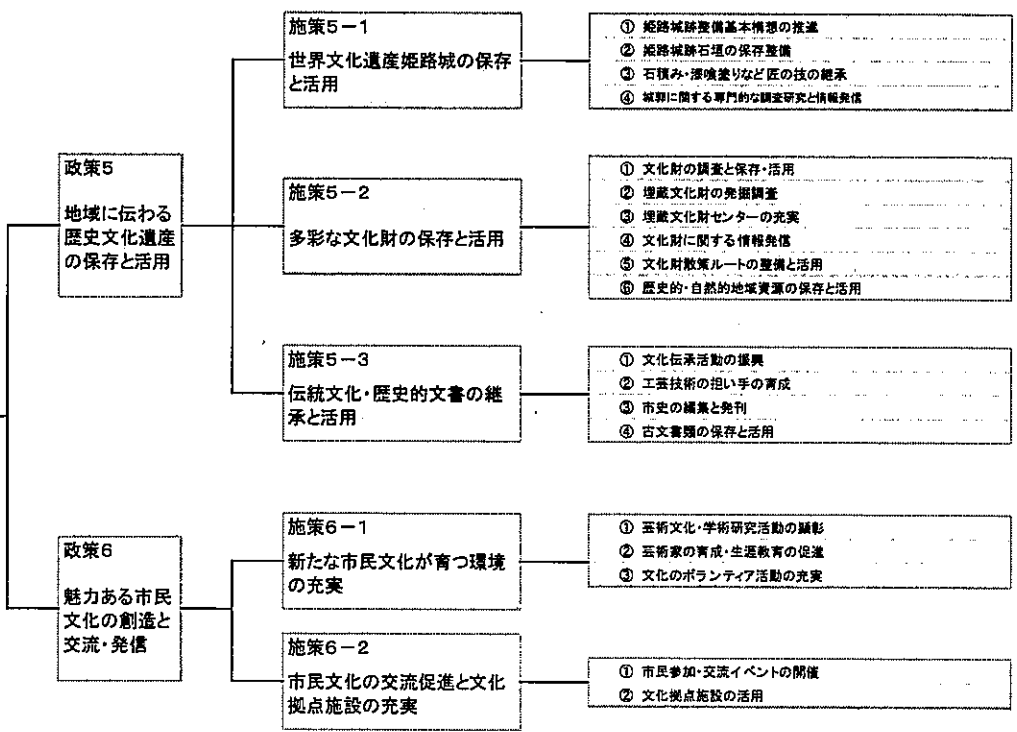
1 計画体系図



いきいきとした生涯学習社会の実現



歴史文化の継承と市民文化の醸成



2 今後5年間の具体的取組

政策1 魅力ある姫路の教育の推進

施策1-1 「確かな学力」の育成

<施策の目的>

子供一人一人の興味関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを基盤とする思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学びに向かう力を育成する。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（全国との比較）〔小学6年生〕	国語	-5*	全国平均以上
	算数	-2*	全国平均以上
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（全国との比較）〔中学3年生〕	国語	-2*	全国平均以上
	数学	+1*	全国平均以上
学校の勉強はわかると答える児童生徒の割合（%）	小学生	91.6	92.5
	中学生	76.1	77.5
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだと答える児童生徒の割合（%）	小学生	78.8	81.5
	中学生	73.6	76.0
授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、工夫して発表したと答える児童生徒の割合（%）	小学生	65.6	68.0
	中学生	47.5	50.0
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできたと答える児童生徒の割合（%）	小学生	76.6	79.0
	中学生	74.8	77.5
授業で、自分で調べたことを整理したりまとめたたりしていると答える児童生徒の割合（%）	小学生	80.0	82.5
	中学生	61.1	63.5

「小学生」は小学4年生から6年生、「中学生」は中学1年生から3年生が対象。（以下同じ。）

※令和元年度数値

1-1-① わかる授業の推進

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域や学校の実態及び子供一人一人の状況を的確に把握し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたわかる授業の実践を推進する。

わかる授業の実践に当たっては、見通し・振り返り学習活動や言語活動を取り入れた「学習の過程を重視したわかる授業づくり」を進めるとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等の効果的な活用により、子供たちの興味・関心を高め、創意工夫に満ちた授業への改善を図る。また、新学習システムの有効活用を図り、個に応じたきめ細かな指導を充実させる。

さらに、情報を活用する力・論理的に思考する力の育成を図るために、思考力・判断力・表現力の基盤となる「読み・書き・計算」の確実な習得を目指すとともに、新聞や本、インターネット等の情報を活用した調べ学習を推進する。

基礎学力の向上については、各校の課題に応じた短時間学習「ひめじ学びタイム」や放課後学習の活用とともに、家庭学習と連携した取組の充実を図る。

1-1-② 外国語教育の充実

小・中・義務教育・高等学校を通して、英語によるコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（ALT）など外部人材との連携促進や教員等の英語指導力向上のための研修等の開催により、指導の充実を図る。また、テレビ会議システムをはじめとしたICT機器やデジタルコンテンツ等の有効活用等により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。

1-1-③ 理数教育の充実

理科、算数・数学に対する興味・関心や知的好奇心を喚起するとともに、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせるため、体験的な学習活動や探究的な活動等の充実により、魅力ある授業づくりを推進する。また、外部人材や姫路科学館などを活用し、理科や算数・数学が好きな児童生徒の育成を図る。

施策1-2 「豊かな心」の育成

<施策の目的>

教育活動全体を通じて、子供たちの豊かな情操や道徳性を養うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、人間関係を築く力、自然を大切に環境の保全に寄与する態度等を養う。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心等を育成する。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
自分にはよいところがあると思うと答える児童生徒の割合 (%)	小学生	76.1	80.0
	中学生	68.8	75.0
人が困っているときは、進んで助けていると答える児童生徒の割合 (%)	小6	88.7*	90.0
	中3	84.3*	90.0
学校や地域でいろいろな人とかかわりをもつことは、大切なことだと思うと答える児童生徒の割合 (%)		94.1	96.0

※令和元年度数値

1-2-① 道徳教育の推進

希望と勇気をもってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、平和を希求する心、正義感や公正さを重んじる心など、生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む基盤となる道徳教育を推進する。

「特別の教科 道徳」を要としつつ、あらゆる教育活動を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うために、子供の心に響く授業創造に向けた道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、道徳科教科書や地域教材等の教材研究や授業づくりに対して、訪問指導等で支援を行う。

1-2-② 人権教育の推進

自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育を推進する。

全教育活動を通して確かな人権意識を培い、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への実践力を育てるとともに、教職員の人権意識の高揚を図り、子供の自立と共生の力を育むために人権教育研修会等を継続的に実施し、人権教育の更なる充実に向けた支援を行う。

また、インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認等の新たな人権課題についても、その解決に向けて適切な教育と啓発を行う。

さらに、いじめの未然防止を目的に、ワークショップや講演による学習会を実施するとともに、相談手紙付いじめ防止リーフレットを作成・配付し、いじめを許さない心の育成及びいじめを生まないより良い集団づくりを目指す。

1-2-③ 体験活動の充実

集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的なふれあいや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育むとともに、家庭や地域との連携や協働により、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等の人や社会と関わりを深める活動を実施することで、人間としての在り方や生き方を考え、自主性・社会性を養う。

また、市内の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施することで、体験と言葉を結び付けた保育や教育を推進し、子供の学習理解の深化を図る。

1-2-④ 文化活動の充実

学校園の実態に応じて、地域に残る伝統的な行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。また、芸術にふれる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。

さらに、児童生徒等の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。

1-2-⑤ 姉妹都市との交流

姫路市と姉妹都市（松本市・鳥取市）の中学生が相互に訪問し交歓合宿を行うことにより、親睦を図り、友情を深め、交流の輪を広げる。夢を語り合う活動や海洋体験・野外炊飯等の自然体験活動、協力してスタンプを作り上げるグループ活動等を通して、互いの良さを認め合い、望ましい人間関係を築こうとする資質を育む。

また、高等学校において、海外姉妹都市（アデレード・フェニックス）へのホームステイや生徒の受入れなど、異文化体験を通して海外姉妹都市の人々との交流を深める。

施策1-3 「健やかな体」の育成

<施策の目的>

安全を確保しながら、体育やスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質・能力の育成を図る。また、生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培い、心身の調和的発達を図る。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
運動やスポーツをすることは好きと答える児童生徒の割合 (%)	小学生	85.7	90.0
	中学生	79.5	85.0
新体力テストにおける体力合計点 (全国との比較)〔小学5年生〕	男子	-1	全国平均以上
	女子	-3	全国平均以上
新体力テストにおける体力合計点 (全国との比較)〔中学2年生〕	男子	-2	全国平均以上
	女子	-4	全国平均以上
健康教育を意識した指導に取り組んだと答える教職員の割合 (%)		—	令和元年度 +4ポイント
健康(睡眠・食事・運動)に気をつけて生活していると答える児童生徒の割合 (%)		—	令和2年度 +2ポイント

1-3-① 学校体育の充実

安全を確保しながら、運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。

特に体力・運動能力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析などにより、地域や学校の実態を踏まえ、各校独自の体力向上1校1実践運動に取り組む。

1-3-② 学校保健の充実

子供たちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、教科のみならず教育活動全体において組織的に健康教育を推進する。また、家庭や地域の連携を進め、日常生活においても健康教育の充実を図る。

1-3-③ 食育の推進

各学校における食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、児童生徒等の食生活調査や生きた教材としての学校給食の活用などにより、給食の時間を中心に、特別活動・各教科など学校教育活動全体を通して食育を推進する。

施策 1-4 異校種間連携の強化

<施策の目的>

就学前から高等学校までの子供の育ちと学びのつながりを重視して、特に義務教育9年間における「小中一貫教育」を中心に、各校種間の積極的な連携を推進し、個々の子供について適時性・連続性を考慮した教育の充実を図る。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
学年や校種の枠を超えて、連携を図ろうとしていると答える教職員の割合 (%)	88.5	90.0
授業力向上に向けて、小中一貫教育の視点を持ち、つながりのある指導を重視した授業改善が図れていると答える教職員の割合 (%)	72.4	75.0

1-4-① 校種を越えた理念の共有・連携の推進

義務教育を中心として、その前後の校種との積極的な連携を支援する体制を再構築する。保幼小連絡会の実施、小高連携事業の充実、オープンハイスクール等の実施を通して、異校種間の理念の共有・連携の推進を図る。

1-4-② 小中一貫教育の推進

「姫路市の進める小中一貫教育」の冊子を活用し、目的を持った計画的、組織的、継続的な取組となるよう、各中学校ブロック及び全市的な研究体制を充実させる。九つの目標と18の指標を設定し、検証を進める。保護者や地域住民からの理解と協力が得られるよう、小中一貫教育推進期間を設定するなど、広報活動に努める。

義務教育学校の成果を発信するとともに、併設型小・中学校についても研究を進める。全ブロックにおいて、「目指す子供像」の育成に向けた9年間を一貫するカリキュラムを作成することで、小中一貫教育の更なる充実を図る。

施策1-5 就学前教育の推進

<施策の目的>

幼児一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育を提供する教育環境の整備や、家庭教育への支援を充実させることで、幼児期において、子供たちがより良く生きるための基礎を獲得し、心身ともに健やかに成長することができるようにする。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
直接体験を重視した教育を行い、幼児の好奇心・探究心が十分育ったと答える幼稚園の割合 (%)	—	令和元年度 +12ポイント
市立幼稚園が小学校と連携した回数の平均値 (回)	—	令和元年度 +2ポイント

1-5-① 市立幼稚園における教育の充実

「姫路市子ども・子育て支援事業計画」に基づき就学前教育・保育施設全体で提供体制を確保していく中で、保護者ニーズ等を踏まえて、3歳児保育や預かり保育など市立幼稚園における教育の充実のための方策を検討していく。

1-5-② 就学前教育施設等との連携の推進

就学前の子供たちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、合同研修や行事の相互参観、各小学校区での連絡会等を実施して、小学校教育の基盤となる幼児教育の充実を図る。

また、「姫路市幼児教育共通カリキュラム」及び「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」の活用を促進することで、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

1-5-③ 幼稚園における子育て支援機能の強化

保護者に対して、相談に応じたり子育てに関する情報を提供したりするとともに、各園で「全国幼稚園ウィーク in ひめじ (オープンスクール)」を実施し、幼稚園教育を公開する。

また、未就園児親子への幼稚園招待や園庭開放日を設け、地域の幼児教育センター的な機能を発揮する。

施策 1-6 特別支援教育の推進

<施策の目的>

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用並びに医療、福祉、労働等の関係機関との効果的な連携により、特別な支援を要する子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を充実させ、その自立と社会参加の実現を図る。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
特別支援推進事業、教育支援（連携支援・地域支援）によって、児童生徒の不安・不適応が軽減されるなどの効果があったと答える教職員の割合（%）	小学校	86.9	87.5
	中学校	77.5	80.5
特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習、居住地校交流を通じて、障害のある児童生徒の理解がよく深まったと答える教職員の割合（%）	小学校	—	令和元年度 +2.5ポイント
	中学校	—	令和元年度 +2.5ポイント

1-6-① 就学前相談・就学指導の充実

早期からの教育相談に努め、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画に基づく一貫した教育支援ができるようにする。

個別の支援が必要と考えられる幼児については、特別支援推進事業により、就学前教育の充実を図る。

1-6-② 特別支援教育の充実

発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。また、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図ることを目的に、合理的配慮と基礎的環境整備について検討を進める。とりわけ、地域の学校園に通う医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応する基礎的環境整備を進めるとともに、交流及び共同学習や居住地校交流を計画的・組織的に継続して行うことで、障害のある児童生徒の理解を深める。

また、安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施するとともに、必要に応じて支援員を配置する。さらに、専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携、通級による指導教室の活用等も含めた個に応じた指導の充実を図る。

1-6-③ 書写養護学校の充実

医療的ケアシステムの構築により、安心して安全な学校生活を送ることができるようにするとともに、卒業後の生活や学びに生かせるよう、個に応じた教育課程の編成や実施などを通して、社会的自立につながる教育の充実に努める。さらに、副次的な学籍の導入に伴い、交流及び共同学習の更なる充実を図る。

1-6-④ 特別支援学級の充実

個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子供の教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、障害の種別に応じた学級の設置を進め、自立と社会参加に向けた教育を行う。また、特別な配慮の必要な子供に対し、特別支援教育支援員の人的配置等を含め、適切な支援の充実に努める。

施策1-7 特色ある教育の推進

<施策の目的>

学校や地域の実態等も踏まえながら、現代的な諸課題に対応した特色ある教育を推進することで、複雑で変化の激しい社会の中で、自立した人間として、主体的に判断し、課題を解決していく力を育成する。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値	
授業や担当業務において、学校内外の人的・物的資源を計画的に活用していると答える教職員の割合 (%)	—	令和元年度 +2ポイント	
将来の夢や目標を持っていると答える生徒の割合 (%) 〔中学3年生〕	72.4	75.0	
A L T (外国語指導助手) と英語や外国の文化を勉強するのは楽しいと答える児童生徒の割合 (%)	83.0	85.0	
地域や社会をよくするために、何をすべきか考えることがあると答える児童生徒の割合 (%)	68.6	70.0	
今住んでいる地域の行事に参加していると答える児童生徒の割合 (%)	小6	74.0	81.0
	中3	61.0	66.0

1-7-① カリキュラム・マネジメントの推進

学校園の教育目標の実現に向け、学校園内外の人的・物的資源を効果的に活用し、教育課程の編成・実施・評価・改善を核としたPDCAサイクルを確立するとともに、教育活動を横断的・組織的・計画的に行うことを推進する。

1-7-② キャリア教育の推進

社会構造の大きな変化にも対応できるように、子供の発達段階に応じ、学校の教育活動全体において計画的・組織的なキャリア教育を展開することで、社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関わり方を理解できるようにするとともに、様々なものづくりの場の見学やトライやる・ウィークなどの体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。また、キャリアノートを活用しながら、子供が将来の目標を持ち、その能力・適性や興味・関心等を生かし、主体的に進路を決定できる能力や態度を養う。

1-7-③ 国際理解教育の推進

日本人としてのアイデンティティや日本文化に対する深い理解の下、外国語指導助手(A L T)、海外生活の経験者及び海外姉妹都市等の子供との交流を図る。また、海外留学などを通して、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化理解の精神など国際的視野に立って主体的に行動することができる資質・能力を身に付け、多様な文化を持った人々と共に生きる態度を育成する。

1-7-④ 環境教育の推進

里山、田畑、水辺、地域の自然などでの体験活動を通して、季節に応じて樹木やその周辺の生き物、草むらや池の生き物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、自然に対する豊かな感性や生命を尊ぶ心を育てる。

また、環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクル等の環境問題や環境保全について果たすべき責任と役割を理解させ、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動できる実践力を育む。

1-7-⑤ 防災教育の推進

自他の命を守る能力や共生の心を育むことをねらいとし、学校災害対応マニュアル作成指針で示している「各発達段階等における重点」が身に付くよう、全ての教育活動を通して、平素から減災の視点に立った教育やより実効性のある訓練実施を推進する。

1-7-⑥ 郷土教育の推進

社会科や総合的な学習の時間等で活用できる地域学習資料（副読本）を作成・配付し、また、中学校区ごとに道德教育資料作成委員会で作成した、独自の道德地域資料の活用を進める。

地域の自然、著名な人物や歴史、姫路城をはじめとする有形無形の伝統文化など、郷土を題材とした学習を進めることを通して、ふるさと姫路を愛し、主体的に地域社会に関わり、地域の発展に貢献する児童生徒の育成を図る。

1-7-⑦ 消費者教育の推進

インターネット等を通じた若い世代における消費者トラブルなどが増加していることや、成年年齢が18歳に引き下げられることから、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる児童生徒を育成するため、教科や特別活動等あらゆる学校教育活動を通して消費者教育を推進する。

1-7-⑧ 特色ある高等学校づくりの推進

高等学校において、人口減少社会に備えた新しい高等学校教育の在り方を見据え、生徒が社会で生きていくために必要な力を身に付け、多様な可能性を伸ばすことのできる魅力ある高等学校づくりを推進する。

さらに、各校に設置する特色ある専門学科やコースを中心にそれぞれの特色を生かした教育課程を編成し、探究活動を取り入れた教育内容の改善を図り、生徒が主体的に学ぶことのできる教育の充実を図る。

1-7-⑨ 外部人材等の活用

企業や地域の人材を学校教育に取り入れ、体験活動や交流活動を行い、特色ある学校づくりを推進する。そのために、学校と企業・地域とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「企業・地域が提供できる支援」とのマッチングを促進する。

施策 1-8 生徒指導の推進

<施策の目的>

時代の変化にも対応しつつ、教育課程の内外において健全育成の視点で適切な支援に努めることで、全ての子供が、自ら個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高め、集団や社会の中で自己実現を図ることができるようにする。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
学校に、何でも相談できる先生がいると答える児童生徒の割合 (%)	小学生	63.4	65.5
	中学生	56.4	59.0
いじめはどんな理由があってもいけないことだと答える児童生徒の割合 (%) [小学6年生・中学3年生]		96.2	100.0

1-8-① 心の通い合う生徒指導の推進

児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。また、現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指し、各学校における教育活動を推進する。

いじめ防止対策推進法により、国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめの問題の克服に向けて取り組む。

1-8-② 啓発活動の推進

いじめ防止や仲間づくりをテーマとする児童生徒の主体的な活動を推進し、学校、家庭、地域社会で、いじめの問題等の課題を共有し、地域ぐるみで児童生徒を健全に育もうとする気運を高める。

1-8-③ 教育相談事業の充実

いじめや不登校、問題行動など多様化、複雑化する子供の教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。さらに、適応指導教室等により、子供の成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を行う。

不登校傾向の児童生徒に対する心の居場所としてのメンタルスクエアの設置を進めるとともに、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者などの心の相談にあたる。また、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的なアプローチで児童生徒を取り巻く環境に焦点をあてた支援を行う。

また、学校園からの要望に基づき、不登校傾向や特別な支援を要する児童生徒等のために学生ボランティアを派遣し、児童生徒等の持つ課題に寄り添い、個別の支援を行うことにより、学校園生活への適応及び社会性の伸長を図る。

施策1-9 教職員の指導力等向上の推進

<施策の目的>

教職員として必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていく力を育成するとともに、教育課題に関する研究の成果や教育情報等を発信することで、本市教育の取組の周知を図る。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
資質・能力の向上に対する研修企画の有効度(4段階評価の 平均値)	—	令和2年度 +0.2ポイント
姫路きょういくメッセが、本市教育への理解を深める機会 となったと答える市民及び教職員の割合(%)	—	令和2年度 +4ポイント

1-9-① 校園内研修の支援

学識経験者をはじめ、理論的・実践的に優れた外部指導者や高い教育技術を持つ教職員を学校園に派遣し、各学校園が主体的・計画的に校園内研修を推進できるよう支援を行うことで、学校園内の実態に応じた研修を促進する。

1-9-② 校園外研修の充実

子供の人格形成に深く関わる教職員としての自覚を深め、人間性や社会性をより一層高められるよう支援する。また、未来のより良い社会と幸福な人生の創り手となる子供を育成するために必要な知識・技能を身に付けさせるとともに、自律的に学ぶ姿勢を持ち、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく力を養う。

加えて、学校園内外の多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担して職務を遂行し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を培う。

1-9-③ 教育課題に対する調査・研究

学校園から推薦を受けた市内教職員を教育研究員として委嘱し、今日的な教育課題の解決に向けた継続的で実証的な研究を推進し、その成果を様々な機会を通して広く学校園に発信することで、本市における教育実践のより一層の充実を図る。

1-9-④ 教育情報の収集及び発信

教育書籍や全国の教育機関発行の研究紀要等に加え、学習指導案や授業動画、板書記録などの実践事例を収集し、それらを効果的に教職員が活用できるよう整備を行う。

また、教育情報交流展「姫路きょういくメッセ」を開催し、教職員間で優れた教育財産の共有化を図るとともに、学校園の取組を市民に広報する。

1-9-⑤ 教材教具利活用の支援

創意工夫された教材教具を展示する自作教材教具展やICT機器などの操作に関する研修講座、相談会を実施し、教職員の自由な発想に基づく教材教具利活用環境の提供に努める。

政策2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

施策2-1 子供が安心して学べる環境づくりの推進

<施策の目的>

様々な教育ニーズに対する支援を進め、安全・安心で質の高い修学環境の整備を図る。また、経済的理由で就学困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助などにより学ぶ意欲のある子供を支援する。
これらにより、子供が不安なく学校生活を送れるようにする。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
児童生徒が、安全な学校生活を送ることができていると思うと答える教職員の割合 (%)	—	100.0
外国人児童生徒等に対する支援員の派遣により、日本語指導を必要としている児童生徒に対して教育効果が高まっていると答える学校の割合 (%)	97.5	100.0
「定時退勤日」の週1回完全実施校の割合 (%)	17.3	50.0

2-1-① 安全対策の推進

様々な学校災害に対して、児童生徒等の安全を確保するとともに、平素から災害の未然防止の取組や発生時の被害を最小限に抑える減災の視点に立った学校園の危機管理能力の向上を図るとともに、大規模災害等が発生した際の学校再開に向けた中長期対応についても整備を進めていく。防犯対策については、登下校防犯プランに基づいて各学校園が近隣地域等との連携を含む地域全体で取り組み、関係機関等とも連携を図りながら推進する。

2-1-② 学校給食の充実

学校給食を食育の「生きた教材」として、より一層の充実を図るため、地場産物の活用等の施策を推進していく。

今後の学校給食の在り方について、基本的な方向を示した「姫路市学校給食推進基本方針」に基づき策定した「姫路市中学校給食運用方針」に沿って、中学校給食の全員実施を推進する。

2-1-③ 外国人児童生徒等多様な教育ニーズに対する受入れ体制の整備

外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる母語が使えるバイリンガル支援員（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員等の配置・派遣による受入れ体制の整備を行う。さらに、教員の指導力向上のための研修会等を実施し、本市における多文化共生教育の充実を図る。

また、義務教育未修了者や外国籍の者等に対して、教育機会を確保する対策を検討する。

2-1-④ 就学のための援助・奨励

経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒等の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助する。

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて助成する。

2-1-⑤ 離島高校生への修学支援

離島振興法（昭和28年法律第72号）の趣旨に基づき、生徒の修学の機会の確保に資するため、高等学校等が設置されていない離島に居住し、島外の高等学校などに通う生徒の同居の保護者で、生徒の通学に要する経費を負担する者に対し、定期航路の通学定期乗船券購入費の一部を補助する。

2-1-⑥ 働き方改革の推進

教職員が児童生徒等とじっくりと向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、会議・学校行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化及びデータの共有化を推進する。さらには、外部人材の活用や、学校園及び教職員が担う業務の明確化・適正化を図るなど学校における働き方改革を進める。

また、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進める。

施策2-2 充実した学校教育環境の整備

<施策の目的>

ICT環境の充実、望ましい学校園の規模・配置の実現、学校図書館における機能強化など、充実した学校教育環境の整備を図ることにより、子供たちの豊かな学びを実現する。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
ICT機器を活用した授業や学びの支援を行っている と答える教員の割合 (%)	小学校	—	令和2年度 +3ポイント
	中学校	—	令和2年度 +6ポイント
学習者用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (人)	小学校	8.5	3.0
	中学校	7.8	3.0
学校の図書館の本を使って学習したと答える児童 生徒の割合 (%)	小学生	—	令和元年度 +2.5ポイント
	中学生	—	令和元年度 +2.5ポイント

2-2-① 教育の情報化の推進

先端技術を活用した質の高い教育環境を実現するため、ICT機器及びネットワークシステムの計画的整備・更新を図る。また、機器環境整備、研修・研究、授業支援等を総合的に推進することで、学校における授業改善やプログラミング教育の実践を支援する。加えて、校務支援システムの安全で安定した管理運用を行うことで、校務の効率化を図る。

2-2-② 学校規模・配置の適正化

更なる少子化の進展が見込まれる中、少子化に対応した活力ある学校づくりが求められるため、「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、児童生徒の育ちにとってより良い教育環境を作るために、学校規模及び配置の適正化を図る。

2-2-③ 市立幼稚園の在り方の検討

「姫路市子ども・子育て支援事業計画」に基づき就学前教育・保育施設全体で提供体制を確保していく中で、同一小学校区内に市立幼稚園と市立保育所がある場合の幼保連携型認定こども園への一体化や、集団規模の適正化を図るなど中・長期的な視点に立った市立幼稚園の在り方について検討していく。

2-2-④ 魅力ある学校図書館づくり

図書の継続的整備や学校司書の活用により、学校図書館における「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図る。学校と市立図書館等の社会教育施設との連携を推進するとともに、子供を取り巻く読書環境を整えることで調べ学習を支援する等、子供の学びに向かう力を育成する。

2-2-⑤ 園舎・校舎等の改修の推進

学校施設の老朽化への対応や、多様化する教育内容や方法に対応した教育環境の整備を図るため、大規模改修や長寿命化改修を計画的に実施する。とりわけ、児童生徒の生活環境並びに衛生上の改善を図るため、校舎のトイレの洋式化・ドライ化への改修整備に取り組む。

施策2-3 学校と地域等の協働体制の構築

<施策の目的>

学校・家庭・地域が目標を共有して連携と協働を進め、複雑化、多様化する学校の課題を解消し、子供の成長を支援する。また、地域人材や専門機関などと連携した取組を進め、学校のみならず社会全体で子供を見守り、育てる体制を構築する。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
学習支援や安心・安全の確保につながる取組など、地域の子供のために、保護者や地域住民と学校が連携・協働した様々な活動を行っていると感じる教職員の割合 (%)	—	令和元年度 +2.5ポイント

2-3-① 地域住民による学校運営参画の推進

学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民等が、教職員と定期的に協議し、学校教育活動への支援を強め、地域とともにある学校づくりに主体的に参画する体制を構築する。

学校園の教育目標や地域と連携した教育活動などについて、学校・家庭・地域の三者での協議・協働を進めることにより、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。

2-3-② 学校評価の推進

児童生徒等がより良い教育活動を享受できるよう、保護者や地域住民に対して適切に説明責任を果たし、共通理解に基づいて連携・協力を進める。教育水準の向上と発展のために、学校園の教育活動その他の学校園運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校園や設置者等が学校園の運営改善を図り、評価結果等を広く保護者や地域住民に公表していく。

2-3-③ 地域連携・協働活動の推進

地域による学校教育活動への一方的な支援にとどまらず、地域の未来を担う子供たちの学びや成長を支える多様な活動を展開するなど、学校と地域による連携・協働を推進する。

2-3-④ 学校サポート・スクラムチームの活用

複雑な生徒指導上の事案やいじめの問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して適切に対応するとともに、早期の解決を図るため、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センター、警察等の関係者からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に学校を支援する。

また、いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るとともに、個別の事案について対応する。

2-3-⑤ スクールヘルパー制度の充実

地域住民、PTAの協力を得て、学校内への不審者侵入抑止対策を進め、学校内における子供の安全確保を図る。スクールガードの視点から、こども見守り隊やスクールガードリーダーとの連携強化を図るとともに、新規ボランティアを募る取組を推進する。

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

施策3-1 生涯学習支援体制の充実

<施策の目的>

人生100年時代を見据え、情報提供機能を向上させるとともに、指導者の育成、生涯学習関連施設の整備や機能充実を進めることで、子供から高齢者まで市民の様々なライフステージでの生涯学習を振興する。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
公民館におけるリーダー育成の集い実施回数（回）	187	187
公民館の大規模改修工事実施館数（館）	2	3

3-1-① 生涯学習情報の提供

各公民館で行う講座等の情報をホームページで発信する。また、高齢者の利用が多いことを踏まえ、生涯学習や地域に関する情報を掲載した「公民館だより」の各戸配布も併用するなど、多様な媒体を活用し情報提供を行う。

3-1-② 公民館活動のリーダー育成

地域課題の解決や地域社会に貢献できる人材育成のための講座を実施するなど、公民館事業の企画運営等を支えるリーダーやサポーターの育成を行い、地域住民参画型の館運営を推進する。

3-1-③ 生涯学習関連施設の整備

公民館については、地域住民の学習意欲を増進するとともに、より快適な学習機会の提供を行うため、築後25年を経過した公民館から計画的に施設のバリアフリー化、各種設備の更新等、利用者にやさしい改修を行う。

水族館、日本城郭研究センター、書写の里・美術工芸館など生涯学習関連施設については、老朽化した建物・設備等を計画的に改修し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を図るとともに、施設にふさわしい展示環境の整備に努める。

施策 3-2 多様な学習機会の充実

<施策の目的>

公民館等で開催する各種講座や姫路科学館等各施設におけるその社会教育施設としての特性を生かした活動を充実させることで、多様な学習機会を提供する。

図書館においては、情報源として図書館サービスを充実させるとともに「姫路市子ども読書活動推進計画」により、子供が自主的に読書活動を行うことができる適切な環境を提供する。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値	
公民館が実施する教養・地域・文化講座の実施回数（回）	43,294	43,300	
水族館及び姫路科学館の入館者数（人）	水族館	198,228	200,000
	姫路科学館	246,905	230,000
0～12歳の児童人口1人当たりの児童書貸出冊数（冊）	12.0	12.5	

3-2-① 公民館活動の充実

地域の社会教育施設として、多世代にわたる学習機会を提供するとともに、地域に根ざしたコミュニティ施設として、地域の誰もが気軽に集い、交流できる場を提供するなど、より一層の公民館活動の充実を図る。

3-2-② 施設の社会教育特性を生かした活動の充実

水族館では、子供だけでなく大人も含め、生きものに親しむことを目的とした観察会や工作教室、企画展、学校や地域に出向いて行う出前講座のほか、機関誌や図録の発行、水族の生態調査及び保護増殖に取り組むなど生涯学習の場としての活用を図る。

姫路科学館では、地域の自然や科学者等の科学資源の調査研究を推進し、資料を未来に継承するとともに、展示等による公開を進める。また、自然史コレクションの整理を進め、目録と資料の公開による活用を図る。市民協働によるロボット関連事業では、各種競技会の開催により、入門から応用までステップアップできる環境を整える。

3-2-③ 科学教育の充実

サイエンスエキスパート講座や自然系ジュニア学芸員講座では、基礎から応用まで連続した講座を開講することにより、将来につながる科学指向を誘導する。

また、移動科学館・移動天文教室の実施及びプラネタリウムの学習利用を通じて、子供に多様な学習機会を提供し、科学への興味・関心を育てることができるよう学校の科学教育を補完する。学校との連携により、自然学校や体験推進事業、環境体験事業等における効果的・魅力的な学習の実現など姫路科学館の利用促進を図る。

3-2-④ 図書館サービスの充実

「姫路市子ども読書活動推進計画（第3次）」に基づき、0歳から18歳の子供の発達段階に応じた読書力と情報活用能力を育てるための環境整備を行う。そのための取組として、資料の充実や人材の育成、保護者への啓発や広報活動、ボランティアや関係施設との連携を推進する。

特に、図書館と学校との協力体制を強化し、司書とボランティアによる学校訪問、見学や体験学習、学校司書研修への講師派遣などを実施する。また、学校支援パックを含む団体貸出や児童書のリサイクルなど、資料の面からも学校図書館への支援を行う。

3-2-⑤ 市民教養講座の充実

様々な時代の人々の生き方や、文化、伝統、時代背景などを学ぶことにより、これからの生き方を考えるとともに、学ぶ楽しさと潤いのある生活を得るための歴史講座を開催する。また、政治、社会、文化など様々な視点から現代を学ぶことにより現代社会に対する関心を深めるための現代社会講座を開催する。

3-2-⑥ 放送大学サテライトスペースの利用促進

市民の生涯学習意欲に応え、教育力向上に寄与するため、イーグレひめじ地下2階に設置されているサテライトスペースの運営に対し、継続的に支援を行う。

3-2-⑦ 国内姉妹都市との交流の推進

姉妹都市交流の一環として、相互の公民館運営に生かしていくため、情報交換や課題解決の協議を行うなど、公民館関係職員の交流を深める。

施策 3-3 人権教育の推進

<施策の目的>

校区人権教育や住民交流学習などにより、地域社会、家庭、学校、職場を通じ、子供から大人までのあらゆる年齢層に人権教育を行い、市民一人一人の人権意識の高揚を図る。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
校区人権教育学習会に参加してよかったと答える参加者の割合 (%)	78.0※	83.0

※令和元年度数値

3-3-① 校区人権教育・啓発の推進

「同和対策審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」や人権に関する法規等の趣旨を踏まえ、同和問題を重要な柱に人権尊重の意識の高揚を図り、人権という普遍的文化の創造を目指して、市内69小学校区（義務教育学校前期課程校区を含む。）を単位として、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動を推進する。

3-3-② 住民交流学習の推進

自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、一人一人の人権が尊重され、人と人とが心豊かにつながる地域づくりのために、これまで養成してきた人権学習リーダーを活用しながら、参加体験型の学習活動や地域活動等を実施するなど、様々な人権問題について学習するための講座を開設し、日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成する。

3-3-③ 教育・研修団体への支援

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目的に、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、自治会及び社会教育諸団体（PTA、子ども会等をいう。）並びに当該目的に賛同する企業及び各種団体をもって組織する全市的な活動をしている団体と連携し、支援する。

3-3-④ 市民啓発の支援

人権文化をすすめる市民運動推進月間や人権週間などの機会を利用し、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、啓発ビデオ（DVD）を貸し出したり、各学校園、自治会、公民館や図書館等公共施設に人権ポスターや人権作品集『生きる』等を配付したりして、啓発活動を支援する。

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

施策4-1 家庭や地域における教育力向上への支援

<施策の目的>

家庭での教育が、人格形成の行われる場のうちで最も基本的かつ大切な場であるとの認識の下、保護者が交流する機会や子育て・家庭教育に関して学習する機会を提供するとともに、地域ぐるみで家庭教育を支援することにより、家庭や地域における教育力向上を図る。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
子育て学習への保護者参加者数	—	令和2年度 ×0.96

4-1-① 子育て教室の充実

子供の発達段階別に、「あすなる教室」「杉の子教室」「わか葉教室」「ふた葉教室」の各教室を実施し、子育てやしつけについての学習や保護者同士の情報交換・交流の機会を提供する。

また、「父親教室親子ふれあい活動事業」を実施することにより、父親の積極的な子育て参加を目指す。

さらに、地域で活動する子育てグループや子育て支援グループを対象に、「お茶の間教室」を実施する。

4-1-② 家庭教育に関する学習機会の充実

仕事で忙しい保護者や、悩みを抱え孤立しがちな保護者など、学習機会に参加しにくい保護者の状況を踏まえ、小・中学校の参観日やオープンスクール、保護者会などの多くの保護者が集まる機会を活用して家庭教育講演会を行い、家庭教育に関する学習機会を提供する。

施策4-2 青少年の交流と活動の促進

<施策の目的>

青少年が活発な活動を行えるよう、青少年センターにおける自主活動や施設の効果的な活用を推進するとともに、野外活動センターやキャンプ場などの運営、整備を行い、健全な野外活動を促進し、心豊かでたくましい青少年の育成を目指す。また、青少年教育の振興に資するため、青少年団体の健全な育成及び活動支援を図る。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
野外活動施設利用者総数 (人)*	25,177	25,000
青少年センター利用者数 (人)	53,278	63,000

※グリーンステーション鹿ヶ壺の利用者数は除く。

4-2-① 青少年センターの活用

青少年運営委員会とともに、「アティーズフェスティバル」や「はるかぜステージ」の開催並びにセンター内での自主事業を実施する。

また、青少年センター及び地域の青少年団体で活動する青少年リーダーの養成と資質の向上を図るため、青少年リーダー研修会を開催するなど、青少年の交流と活動を支援する。

4-2-② 野外活動の振興と施設の活用

青少年の健全な野外活動を促進するため、野外活動センター及び青少年キャンプ場について、老朽化した建物・設備等を計画的に更新し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を行う。

4-2-③ 青少年団体の育成と活動支援

青少年教育の振興に資する活動の支援として補助金を交付するとともに、各少年団体に必要な指導技術を身に付けるための少年団体指導者研修会を開催する。

施策4-3 地域で見守る健全育成活動の推進

<施策の目的>

社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などとの連携により、啓発活動をはじめ適切な対応に努める。
家庭、学校、地域愛護育成会、健育委員会等が連携し、青少年の育成に悪影響を及ぼす社会環境を改善することにより、全市における青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚を図る。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
予防啓発活動（薬物乱用防止教室・ネットトラブル対策講座）参加者数（人）	9,689	10,500

4-3-① 青少年問題に関する啓発活動の推進

社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などとの連携により、啓発活動をはじめ適切な対応に努める。

4-3-② 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実

全市において青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚を図るため、補導活動や非行防止啓発活動などの地域で見守る健全育成活動を推進する。実践活動事業として、少年の主張弁論大会を開催するとともに、地域住民によるチラシ、ティッシュ等の配布など啓発活動を行う。

4-3-③ 青少年健全育成市民大会の開催

姫路市の次代を担う心豊かでたくましい活力ある青少年を育成することを目的として、地域ぐるみでの青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚のため、青少年健育運動を実施する。青少年健全育成市民大会において、市民ぐるみでの青少年健育運動をより一層充実させる。

また、青少年の健全育成と非行防止に向けて活動を行っている各青少年団体の永年指導者及び青少年育成者に対し、その功績をたたえる。

4-3-④ 非行防止活動の推進

青少年の非行や問題行動の未然防止に向けて、補導活動を推進するとともに、ネットトラブル対策講座、薬物乱用防止教室などの開催、白ポストの設置による環境浄化活動等に取り組みながら、関係機関とも連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成を進める。

政策5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

施策5-1 世界文化遺産姫路城の保存と活用

<施策の目的>

特別史跡指定区域については、世界文化遺産姫路城の本質的価値を保護しながら保存修理に必要な技術の伝承に努めるとともに、観光など他部門と連携して活用も図りながら、姫路城跡を未来に引き継いでいく。

また、専門的な調査や研究成果の公開などにより、姫路城の魅力を広く国内外に発信し、また、日本の城郭及び世界文化遺産姫路城の魅力を学ぶ機会を提供することにより、市民のふるさと姫路への意識及び誇りを高める。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
匠の技事業の参加者数（人）	361	370
城郭研究室における市民セミナーに参加し、姫路の歴史や文化に対して興味・関心が高まったと答える参加者の割合（%）	—	（令和元年度の調査により設定予定）

5-1-① 姫路城跡整備基本構想の推進

「特別史跡姫路城跡整備基本構想」及び「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、世界文化遺産姫路城の保存と活用に取り組む。

整備基本計画中の保存管理計画（現状変更等の指針）に基づき、国・県とも連携して現状変更等に係る調整と協議を進めるとともに、現状変更等許可申請に対する指導助言を行う。

整備基本計画に基づき、観光など関係課と連携しながら、姫路城跡の管理や活用についての指導助言を行うとともに、適切な施設整備検討について調整と協議を進める。

世界文化遺産バッファゾーンの景観保全について、関係課との連携に努める。

5-1-② 姫路城跡石垣の保存整備

特別史跡姫路城跡の石垣保存整備は長期的視野に立った適切な保存修理と整備が必要である。そのため、平成20年度に策定し平成30年度に見直しを行った姫路城石垣修理計画に基づき、石垣整備研究会の意見を聞きながら、着実に保存整備を行う。

5-1-③ 石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承

姫路城の修復・保存等を行うために、石積みや漆喰塗りなど不可欠な伝統技術である「匠の技」の保存と継承の取組を推進し、支援する。

5-1-④ 城郭に関する専門的な調査研究と情報発信

主に姫路藩主であった酒井家資料と姫路城修理工事で抽出された建築部材を調査し、姫路藩の政治史や文化、姫路城の建築史的特徴について研究を深める。その成果は『城郭研究室年報』で公表するとともに、市民対象の講座「城郭市民セミナー」で報告を行う。

施策5-2 多彩な文化財の保存と活用

<施策の目的>

多彩な文化財を調査、保存し、その価値を伝えるとともに活用を図る。
また、埋蔵文化財センターにおける企画展、体験学習などの開催により学習機会を提供するとともに、刊行物やホームページを通じた積極的な情報発信により文化財への愛護意識の啓発に努める。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
文化財施設（三木家・古井家・佐野邸）の入観者数（人）	5,687	6,900
埋蔵文化財センター総利用者数（人）	16,641	17,000

5-2-① 文化財の調査と保存・活用

地域に伝わる無形民俗文化財や史跡などの郷土文化財の保存団体が行う文化財保存活動事業に対し補助金を交付し、事業の継続と活性化を促す。

市の所有管理する史跡の環境を良好に保ち、地元住民や来訪者の史跡に対する理解や関心を深め、次世代への保存継承を推進する。

市内に伝わる歴史文化遺産の中から、特に重要で保存措置が必要と判断されるものを姫路市指定文化財に指定し、その保護と継承に努める。さらに、市指定文化財について、全国的な価値付けなどを勘案しながら、国・県指定について関係機関と検討協議する。

地域に伝わる歴史文化遺産についても機会を捉えて調査し、記録を整備するとともに、地域の保存活動に対して指導助言を行う。

指定文化財には至らないが、築後50年以上経過し、地域の景観に寄与している古民家などの建造物について、指定文化財制度よりも緩やかな保存活用が認められる国の登録文化財制度による登録を進め、所有者による保存継承と活用を促進する。

5-2-② 埋蔵文化財の発掘調査

国の補助（国宝重要文化財等保存整備費補助金）の活用により、分布調査や試掘調査・確認調査等を行い、市内の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の内容や規模を確認する。

5-2-③ 埋蔵文化財センターの充実

埋蔵文化財や遺跡への関心を育て理解を深めるため、出土品等の整理や調査研究を進めるとともに、その成果に基づいて、企画展示、史跡見学会や講演会等を行う。

また、出土遺物等を活用して体験学習用教材を作製し、出前授業を行うなど、学校教育との連携を図る。

5-2-④ 文化財に関する情報発信

市内に伝わる様々な文化財の情報を広く内外に発信することで、市民の文化財保護と継承への意識を高めるとともに、地域文化財の掘り起こしと文化観光への情報提供を行う。

文化財調査の成果などに基づき、様々なテーマで歴史文化遺産を紹介する冊子「文化財見学シリーズ」を編集発行し、無料配布する。

ホームページ上に姫路市内の指定文化財一覧（姫路市・兵庫県・国指定）を掲載するほか、「文化財見学シリーズ」や「文化財散策ルートマップ」などの文化財関係情報を掲載する。

市内の指定文化財や地域ごとの歴史文化遺産を紹介した「姫路の文化財」を一般に販売する。

5-2-⑤ 文化財散策ルートの整備と活用

地域の歴史文化遺産を歩いて見学する際の目安とするため、地区別やテーマ別に「文化財散策ルートマップ」を制作して一般に配布するとともに、現地に地区別の文化財案内板を設置する。

地域に伝わる文化財や史跡等の歴史文化遺産を顕彰するとともに、見学の際の参考とするため、文化財説明板を設置する。

5-2-⑥ 歴史的・自然的地域資源の保存と活用

地域に伝わる文化財や史跡などの歴史文化遺産や日本遺産など広域にわたる文化遺産についても顕彰するほか、地域の人々への理解と保存継承への意識の啓発のため、歴史的・自然的地域資源の保全と活用を行う。

地域に伝わる指定文化財以外の歴史文化遺産の顕彰を目的に、地元自治会などが設置する文化財顕彰サインに対して、その設置費用の一部を助成する。

地域の歴史や歴史文化遺産を説明する文化財ボランティアガイドの活動を支援し、地域と小・中学校との連携による文化財ジュニアボランティアガイドの育成に努める。

施策5-3 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

<施策の目的>

祭りなど各地域の伝統行事は、地域への愛着と誇りを育む貴重な文化資源であるため、これを記録し、公開することで、市民の自主的な文化伝承活動を促進する。また、古くから守り伝えられてきた工芸技術についても、担い手の育成を支援する。市史の編さんを行うことで、本市の歴史を集成し、後世に引き継ぐとともに、歴史的な文書を良好な状態で保存するよう努め、継承と活用を図る。

<指標>

指標項目	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
書写の里・美術工芸館における体験教室の参加者数（人）	2,213	2,500

5-3-① 文化伝承活動の振興

書写の里・美術工芸館において、地域に伝わる美術、工芸及び民芸に関する伝承文化を継承するため、幅広い世代を対象とした資料の展示及び体験等による伝承活動を推進する。

具体的には、展覧会に付随した匠の技の実演や姫路の工芸品の展示をし、伝統工芸への関心を深めるとともに、はりこやこまの絵付け体験ができる場を拡張し、伝統工芸に関する体験教室の充実を図る。

5-3-② 工芸技術の担い手の育成

姫路はりこや姫路こま、姫山人形の職人による制作実演を定期的に行う中で、研修生の参加を積極的に受け入れ、熟練した技術を習得し、次代に伝えていく後継者の育成に取り組む。

5-3-③ 市史の編集と発刊

姫路市史は、本市の歴史を体系的に後世に引き継ぐため、全16巻23冊の計画で発刊を進めている。

発刊計画に基づき、最終巻となる第16巻「年表・索引」の発刊に取り組む。年表・索引に収録する項目の選定を担当する編集専門委員及び特別執筆委員と連絡調整を図りながら進捗管理を徹底し、早期発刊を目指す。

5-3-④ 古文書類の保存と活用

調査・研究の基礎となる古文書など歴史的な文書を収集・保存する。それらを市民の利用に供するため、高画質画像データにデジタル化して「姫路城アーカイブ」サイトで公開する。

市史編さんのために収集・整理した歴史的な文書（古文書類等）を適切に保存管理し活用を図るため、史料の悉皆調査を行い、データベース化を進める。

政策 6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

施策 6-1 新たな市民文化が育つ環境の充実

<施策の目的>

新たな市民文化が育つ環境の充実に向け、優れた功績をあげた研究者等を顕彰し、市民の文化水準の向上を図る。また、若手芸術家等に発表の機会を提供し、活動への意欲を高める。さらに、文化施設でのボランティア活動を通して、市民の生きがい推進を図る。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
美術館及び姫路文学館のボランティア活動が、自分の生きがいにつながっていると答える活動員の割合(%)	美術館	—	令和元年度 値維持
	姫路文学館	—	令和元年度 値維持

6-1-① 芸術文化・学術研究活動の顕彰

姫路出身の哲学者和辻哲郎の学問的業績を顕彰し、その今日的意義を国の内外にわたって探るとともに、研究者の育成かつ市民の文化水準の向上に努め、本市の文化発信に寄与する和辻哲郎文化賞により、学術研究活動の顕彰を行う。

6-1-② 芸術家の育成・生涯教育の促進

姫路市美術展を開催し、姫路市を中心とした全国から作品の公募を行い、入賞・入選作品を展示する展覧会を開催することにより、芸術家を目指す人々に作品発表の機会を提供し、活動への意欲を高める。

6-1-③ 文化のボランティア活動の充実

市民等の幅広い世代の交流や文化活動への参加による生きがい推進を図るため、美術館における展覧会の案内発送や館内案内等のスタッフ業務、姫路文学館における常設展ガイドや定例のおはなし会等での読み聞かせ及び各種行事の補助など、ボランティア活動を充実させる。

施策6-2 市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実

<施策の目的>

市民が文化活動の成果を発表し、市民と市民、市民と芸術家が相互に交流する機会を提供することで、市民文化の一層の醸成を図る。

博物館等*については、コレクションの充実をはじめ、展示内容やイベントの充実、学芸員による調査研究、専門的知識や技能を持った人材の育成により、文化の発信拠点としての機能を強化する。

※ここでは、美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館を指す。

<指標>

指標項目		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
美術館、姫路文学館及び書写の里・美術工芸館の 入場者数（人）	美術館	42,240*	85,000
	姫路 文学館	95,077	79,000
	書写の里・ 美術工芸館	41,822	42,000

※平成30年8月から平成31年2月まで改修工事のため休館

6-2-① 市民参加・交流イベントの開催

姫路文学館において、幅広い年代層に文芸や言葉と触れ合う機会を提供するため、市民参加の交流イベントとして、「KOTOBAまつり」や「司馬遼太郎メモリアルデー」などを実施する。

6-2-② 文化拠点施設の活用

市民文化の発信拠点として、各施設においてポスター・チラシや広報紙などにより市民への周知を図るとともに、施設の機能強化に努めていく。

姫路文学館においては、郷土ゆかりの文学者を顕彰するとともに、文学に関する市民の知識及び教養の高揚を図るため、特別企画展、講演会、講座、貸館事業など、多角的運営による利用者層の拡大に努める。また学校園と連携した各種行事や教員向けの講座等の実施を通して教育学習支援を行う。

書写の里・美術工芸館においては、郷土ゆかりの美術、工芸及び民芸に関する市民の認識を深め、創造性豊かな市民文化の高揚を図るために、幅広い年代層を対象に特別展や企画展、連続講座などを開催し、展示解説会や展覧会関連イベントを充実させる。また、学校園との連携を図り、教育学習支援を行う。

美術館においては、市民が美術に親しむとともに、美術文化の高揚を図るため、特別企画展、コレクションギャラリー等を開催するほか、学校連携展及び市民美術塾を開催することにより、市民に多様な芸術鑑賞の機会を提供する。

また、各施設においては、出前講座などを通して、幅広い学習機会を提供するとともに、レセプションや記念式典、会議等への施設の活用など、他部局の事業についても連携・協力する。

第5章 計画の推進

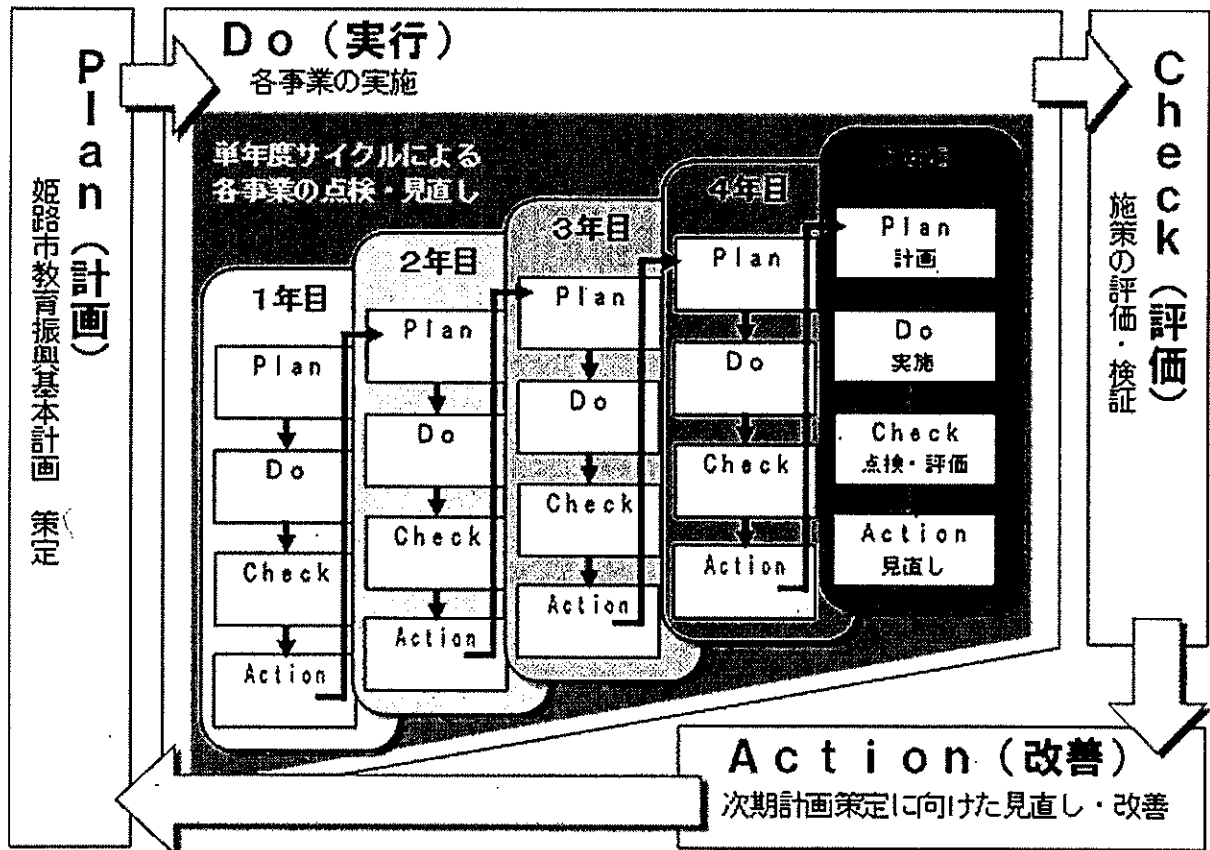
1 進行管理等

計画の推進に当たっては、取組の実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組へとつなげることが必要である。

そこで、PDCAサイクル（Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善））により、施策指標や事業評価を用いて本計画について検証し、その結果を次期教育振興基本計画の展開に活用する。

さらに、5年の計画期間内においても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の結果を用いて、単年度のサイクルにより、各事業の継続的な点検・見直しを行い、計画の効率性・実効性を高めていく。

【計画推進のイメージ】



2 社会情勢の変化等への対応

社会情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、計画のほか、指標についても適宜情勢に応じた必要な見直しを行う。

資 料

第1期「姫路市教育振興基本計画」の検証結果

姫路市教育振興基本計画（計画期間：平成27年度～31年度）の基本理念「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり ～学び、つながり、高め合う教育を目指して～」に基づき、基本計画が掲げる三つの基本的政策に沿って検証結果を示す。

基本的政策1「魅力ある学校教育の推進」

政策1「魅力ある姫路の教育創造プログラムの推進」

〈施策1-1〉「人間力を身に付けた子供の育成」

個に応じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育成するとともに、時代のニーズに対応するキャリア教育、国際理解教育、防災教育、消費者教育など現代的な課題に関する教育を実施した。また、特別な支援が必要な子供への教育の充実を目指した。

1 「確かな学力」の育成

(1) 関連事業

わかる授業の推進、外国語教育の充実、理数教育の充実、教育の情報化の推進

(2) 主な取組

わかる授業の推進に関しては、課題に応じた短時間学習「ひめじ学びタイム」の創設、保護者向けリーフレット「家庭学習のすすめ」の作成、調べる力育成プロジェクトの推進など、具体的な方策を示した。また、「ひめじ板書コレクション」と題した具体的な実践事例を各校より400点以上収集し、内部ポータルサイトに掲載することで全ての教職員が活用できる仕組みを構築した。外国語教育の充実に関しては、外国語指導助手（ALT）との連携や小学校外国語活動指導補助員の派遣により、指導の充実を図った。教育の情報化の推進に関しては、電子黒板機能付ディスプレイの更新などネットワークシステムの整備及び機器の計画的更新を図った。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の「学校の勉強はわかる」と答える児童生徒の割合が、平成27年度と比べ、小学生が2.0ポイント、中学生が5.0ポイント増加しており、また、「小学校外国語活動指導補助員が派遣されることで、教育効果が高まっている」と答える教職員の割合も、平成27年度と比べ、1.5ポイント増加している。

一方、「ICT機器を使って資料等の拡大表示をしたり、デジタル教材を活用したりするなどの工夫をした授業を週に1回以上普通教室で行っている」と答える教職員の割合については、着実に増加しているものの、中学校については依然低い状況にある。

今後は、ICT機器の活用を更に促進し、教育の情報化の推進を図るとともに、新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたわかる授業の実践を推進することが求められる。

(参考)

		27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
学校の勉強はわかると答える児童生徒の割合(%)	小学生	89.6	90.1	90.8	91.6	90
	中学生	71.1	72.2	74.3	76.1	75
小学校外国語活動指導補助員が派遣されることで、教育効果が高まっていると答える教職員の割合(%)		93.4	93.7	93.5	94.9	100
観察・実験アシスタントの方が来られて、理科の授業がわかるようになったと答える児童生徒の割合(%)		81	75	82.9	88.8	86
算数・数学の授業の内容はわかると答える児童生徒の割合(%)	小6	76.1	75.1	76.7	80.7	80
	中3	61.7	68.5	63.4	67.7	65
ICT機器を使って資料等の拡大表示をしたり、デジタル教材を活用したりするなどの工夫をした授業を週に1回以上普通教室で行っている教職員の割合(%)	小学校	82.1	84.2	85.9	87.2	80
	中学校	38.6	48.3	54.9	65.1	80

※この指標は、毎年作成している「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において、施策の進捗や達成状況を示す一つの参考材料として、施策ごとに設定したものである。

取組の成果欄の「27年度」～「30年度」は実績値を表し、「目標値」は、令和元年度時点の目標値を平成27年度に設定したものである。(以下同じ。)

2 「豊かな心」の育成

(1) 関連事業

道徳教育・人権教育の推進、体験活動の充実、文化活動の充実、ジュニア姫路検定の実施、姉妹都市との交流

(2) 主な取組

道徳教育・人権教育の推進に関しては、計画訪問を平成 27 年度から平成 30 年度まで合計 201 回実施、要請訪問を同期間で 264 回実施した。また、平成 30 年度には小学校教員で道徳教育教材検討委員会を組織して、授業公開の実施、研究紀要冊子の作成などにより、人権教育を基盤とする道徳科の授業づくりについての研究を深めた。さらに、同期間において第 2 次姫路市新・中学校区群人権教育研修会で 60 校が発表し、校種を超えて研修が行われた。体験活動の充実に関しては、全ての市立幼稚園 5 歳児、小学 4 年生、中学 1 年生を対象に、毎年、市内の施設や企業等を利用した体験活動を実施した。ジュニア姫路検定の実施に関しては、「姫路っ子」として身に付けておきたい知識や児童生徒等が興味関心を示す内容について、総合教育センターや市内の連携施設で検定を実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合は、平成 27 年度と比べて 9.3 ポイント増加しており、また、「学校や地域でいろいろな人とかかわりをもつことは、大切なことだと思う」と答える児童生徒の割合が、平成 27 年度と比べて 2.5 ポイント増加、「ジュニア姫路検定受検者数」が、平成 27 年度と比べ約 400 人増加するなど、概ね良好な結果となっている。

今後は、「特別の教科 道徳」を要としつつ、あらゆる教育活動を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度等の道徳性を養うために、子供の心に響く授業創造に向けた指導体制の充実を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
自分にはよいところがあると思うと答える児童生徒の割合 (%)	72.4	71.7	73.8	81.7	全国平均値 ㊟81.4
学校や地域でいろいろな人とかかわりをもつことは、大切なことだと思うと答える児童生徒の割合 (%)	91.6	91.7	91.9	94.1	92
ジュニア姫路検定受検者数 (人)	1,894	1,561	1,699	2,297	2,100
姉妹都市中学生合宿交歓会の内容に満足している生徒の割合 (%)	100	100	100	100	100

3 「健やかな体」の育成

(1) 関連事業

学校体育の充実、学校保健の充実、食育の推進

(2) 主な取組

学校体育の充実に関しては、全ての学校において全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、地域や学校の実態を踏まえ、ジャベリックボールやドッジビー等を用いて投力の向上を目指したり、短縄やダブルダッチ等を用いて敏捷性や持久力、跳躍力の向上を目指したりするなど、各校独自の体力向上 1 校 1 実践運動に取り組んだ。学校保健の充実に関しては、食物アレルギー対応マニュアルを活用し、研修会の実施やマニュアル運用に係る連絡会を開催した。食育の推進に関しては、全ての学校において食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、生きた教材としての学校給食の活用等により、給食の時間を中心に、特別活動、各教科等学校教育活動全体を通して食育を推進した。

(3) 取組の成果と課題

平成 30 年度の新体力テストの結果については、平成 27 年度と比べ、小学生では 96 項目中 79 項目 (82.3%)、中学生では 48 項目中 29 項目 (60.4%) で記録が向上しているが、それぞれの項目について全国及び兵庫県と比較すると、小学生では半数程度の項目で全国及び県平均を上回るものの、中学生では上回る項目が少ない状況にある。

また、下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「運動やスポーツをすることは好き」と答える児童生徒の割合は、平成 28 年度と比べ、小学生が 1.6 ポイント、中学生が 1.1 ポイント減少しており、「朝食を毎日食べている児童生徒の割合」についても、平成 27 年度と比べ、小学 6 年生、中学 3 年生とも 1.3 ポイント減少している。

今後は、生涯を通じた豊かなスポーツライフの確立に向けて、運動好きな子供を育成するとともに、家庭を巻き込んだ食育の推進に取り組むことが求められる。

(参考)

		27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
運動やスポーツをすることは好きと答える児童生徒の割合 (%)	小学生	—	87.3	87.9	85.7	90
	中学生	—	80.6	78.9	79.5	85
健康に気をつけて生活していると答える児童生徒の割合 (%)		—	82.7	83.6	85.3	83
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (%)	小6	94.6	95	94.4	93.3	96
	中3	91.7	93.7	93	90.4	93.5

4 現代的な課題に関する教育の充実

(1) 関連事業

キャリア教育の推進、国際理解教育の推進、環境教育の推進、防災教育の推進、消費者教育の推進

(2) 主な取組

キャリア教育の推進に関しては、学校の教育活動全体において計画的・組織的なキャリア教育を展開した。また、市立高等学校生徒及び職員を対象として、ひめじ企業見学バスツアーを実施した。国際理解教育の推進に関しては、外国語指導助手 (ALT)、海外生活の経験者及び海外姉妹都市等の子供との交流を図った。消費者教育の推進に関しては、「姫路市学校園消費者教育指針」を作成し、全学校園に配付して全市で取り組んだ。また、実践推進校による 3 年間の教育実践研究、教育研究員による 2 年間の研究、毎年度実施の教職員研修などにより、教職員の資質能力の向上に努めた。さらに、平成 30 年度には文部科学省主催の「消費者教育フェスタ in 姫路」が開催され、消費者教育推進の機運を高めた。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「将来の夢や目標を持っている」と答える生徒の割合は、平成 27 年度と比べて 1.3 ポイント増加しており、また、「ALT (外国語指導助手) と英語や外国の文化を勉強するのは楽しい」と答える児童生徒の割合も、平成 28 年度と比べて 1.4 ポイント増加するなど、概ね良好な結果となっている。

今後は、成年年齢が 18 歳に引き下げられることなど、社会の変化を見据えて、現代的な課題に対する教育の更なる充実が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
将来の夢や目標を持っていると答える生徒の割合 (%)	71.1	71.4	69.5	72.4	73
ALT (外国語指導助手) と英語や外国の文化を勉強するのは楽しいと答える児童生徒の割合 (%)	—	81.6	84	83	83
環境体験事業後に野外での活動に興味を持った児童の割合 (%)	85.2	89.6	85.6	85.9	90
給付件数による学校災害発生率 (%)	8.6	8.97	7.7	7.1	8.1
学校園消費者教育指針等を活用して消費者教育に係る授業を実践した学校園 (幼・小・中・高・特支) の割合 (%)	—	—	100	100	100

5 特別な支援が必要な子供への教育の充実

(1) 関連事業

就学前相談・就学指導の充実、特別支援教育の充実

(2) 主な取組

就学前相談・就学指導の充実に関しては、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画に基づく一貫した教育支援ができるようにした。特別支援教育の充実に関しては、特別支援教育支援員の配置を、平成27年度101人（当時は、介助員・学校アシスタント）から、平成30年度111人に増員した。また、特別支援教育支援員に対して、毎年講習会を3回、継続して開催し、資質向上を目指した。

(3) 取組の成果と課題

就学を控えた幼児の保育所・幼稚園への訪問相談が、平成27年度の32回から、平成30年度は40回に増加しており、また、下記参考指標のとおり、平成30年度の「特別支援推進事業、教育支援（連携支援・地域支援）によって、児童生徒の不安・不適応が軽減されるなどの効果があった」と答える教職員の割合は、平成27年度と比べ、小学校が3.9ポイント、中学生が4.5ポイント増加するなど、概ね良好な結果となっている。

ただ、小中学校における特別支援学級在籍児童生徒数は、年々増加しているため、今後は、インクルーシブ教育システムの構築に向け、合理的配慮と基礎的環境整備について、更なる推進を図ることが求められる。

(参考)

		27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
特別支援推進事業、教育支援（連携支援・地域支援）によって、児童生徒の不安・不適応が軽減されるなどの効果があったと答える教職員の割合（%）	小学校	83	87	88.4	86.9	87
	中学校	73	76	74.4	77.5	80

〈施策1-2〉「教職員の資質と実践的指導力の向上」

「教師力」の向上を目指し、本市独自の研修体系により、教職員の資質や能力の伸長を図った。加えて、教員がより質の高い授業を行う実践的指導力を身に付けるため、教材開発の支援や指導技術、指導方法の助言などを行った。また、勤務時間の適正化や教職員相互の協力・協働などにより、働きやすい職場環境づくりを推進した。

1 研修による教職員の資質・能力の伸長

(1) 関連事業

教職員研修の充実

(2) 主な取組

教職員研修の充実に関しては、総合教育センターで平成27年度から平成30年度まで、教職員研修を延べ402研修416コマ実施し、延べ29,981人が受講した。また、指導力向上実地研修を平成27年度及び28年度に各3回実施し、延べ245人の教職員が参加した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の「自身の指導力向上を図るために、研修を活用している」と回答をする教職員の割合は、平成28年度と比べて3.2ポイント増加している。

今後は、総合教育センター実施研修の更なる内容の充実と精選により、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力の育成が求められる。

(参考)

		27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
自身の指導力向上を図るために、研修を活用していることに肯定的な回答をする教職員の割合（%）		—	78.6	78.8	81.8	80

¹ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校において、発達障害のある幼児、児童、生徒への支援を行うほか、特別支援学級の児童・生徒や特別な支援を必要とする園児等への生活支援を行う職員

2 指導技術、指導方法の助言等

(1) 関連事業

校内研修の充実、教育課題に対する調査・研究、教育情報の発信と教育関係資料の収集、教材・教具開発の支援

(2) 主な取組

校内研修の充実に関しては、専門性の高い理論に裏付けられた教育実践を推進するため、兵庫教育大学と連携し、平成 27 年度から平成 30 年度まで延べ 105 回、大学教員を学校園に派遣した。また、高い教育技術を持つ教職員や学識経験者を平成 27 年度から平成 30 年度まで延べ 307 回派遣し、授業改善のための取組の充実を図った。教育情報の発信と教育関係資料の収集に関しては、情報発信として、毎年、教育情報交流展「姫路きょういくメッセ」を開催し、学校園実践紹介の展示などにより学校園の取組を広く市民に広報した。また、資料収集として、平成 30 年度においては、学習指導案を 200 点以上、板書を 200 点以上収集した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「校外研修や校内研修で学ぶことにより自身の授業力向上を図ることに肯定的な回答をする教職員の割合は、平成 28 年度と比べ、2.1 ポイント増加しており、また、教育情報の交流の場である「姫路きょういくメッセ」の参加者数も、平成 27 年度と比べ、約 260 人増加するなど、概ね良好な結果となっている。

今後は、勤務時間の適正化を考慮しながら、より精選された質の高い研修が実施できるよう支援していくことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
校外研修や校内研修で学ぶことにより、自身の授業力向上を図ることに肯定的な回答をする教職員の割合(%)	—	86.3	86.5	88.4	90
姫路きょういくメッセ参加者数(人)	2,170	2,589	2,002	2,432	2,500
自作教材教具展出展数(作品)	23	58	24	24	36

3 働きやすい職場環境づくり

(1) 関連事業

働きやすい職場環境づくりの推進

(2) 主な取組

働きやすい職場環境づくりの推進に関しては、年 3 回実施している勤務時間適正化検討会に幼稚園を加え、学校業務改善に向けた取組を強化し、教職員への啓発に努めた。また、スクールカウンセラー²やスクールソーシャルワーカー等を配置し、専門スタッフの充実を図るとともに、平成 29 年度から「全市一斉定時退勤日」を設定した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 29 年度の定時退勤日の実績値は、平成 27 年度と比べ、わずか 8 ポイント増加の 79%と伸び悩んだことから、平成 29 年度から市教育委員会の取組として「全市一斉定時退勤日」を設定したところ、平成 30 年度の実績値は 91.3%に達した。

今後も引き続き、教職員がワーク・ライフバランスを実現しつつ、幼児児童生徒とじっくり向き合うことができる時間の確保ができるよう、校務及び業務の効率化・IT化等を推進することが求められる。

² 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者。公認心理師、臨床心理士等

³ 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者。社会福祉士、精神保健福祉士。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけを行うことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
「定時退勤日」の週1回完全・ほぼ実施校の割合 (%)	71	66	79	91.3	90

(施策1-3)「組織としての学校力の向上」

「学校力」の向上を目指し、学校が組織として子供への教育に取り組むための支援を行った。また、魅力ある学校づくりを推進するため、各校種間の連携を推進するとともに、相談体制の整備や支援員などの派遣により学校園の支援に努めた。

1 「学校力」の向上

(1) 関連事業

特色ある高等学校づくりの推進、就学前教育の機会拡大と内容の充実、地域に開かれた園づくりの推進、私立幼稚園等との連携協力の推進、書写養護学校の充実、安全対策の推進、心の通い合う生徒指導の推進、啓発活動の推進

(2) 主な取組

特色ある高等学校づくりの推進に関しては、平成27年度、市立姫路高等学校において、探究科学コースを設置し、他高等学校の国際文化科、健康福祉コースと合わせて、特色ある教育活動を行っている。就学前教育の機会拡大と内容の充実に関しては、平成27年度から市立幼稚園1園で、平成28年度から更に1園で3歳児保育のモデル実施を行っている。地域に開かれた園づくりの推進に関しては、特色ある教育活動支援事業により、各園が地域の特色を生かした活動を行った。書写養護学校の充実に関しては、平成29年度から3年間、医療法人と長期業務委託契約を結び、日常的な医療的ケアの充実を図った。心の通い合う生徒指導の推進に関しては、教職員の指導力向上を目指し、生徒指導視察研修、カウンセリングマインド研修、ライフスキル教育研修等を実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の「保幼小連携カリキュラム活用が各学期に2～3回以上の市立幼稚園及び市立認定こども園」の割合は、平成27年度と比べて、23.5ポイント増加しており、また、「学校に、何でも相談できる先生がいる」と答える児童生徒の割合についても、平成27年度と比べて小学生が2.1ポイント、中学生が9.2ポイント増加している。

市立高等学校では、3校合同でのユニバーサルスポーツイベントや、県内外の高校を招き市立高等学校生徒会サミットを実施するなど、魅力ある学校づくりを推進しており、また、書写養護学校では、平成27年度には5人であった常駐看護師を、平成30年度には7人に増やすなど、日常的な医療ケアの一層の充実を図っている。

今後は、各学校園が、特色あるより質の高い教育活動を展開できるようにするための、効果的な支援が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値	
保幼小連携カリキュラム活用が各学期に2～3回以上の市立幼稚園及び市立認定こども園の割合 (%)	45.9	59.5	63.9	69.4	90	
特色ある教育活動支援事業(幼稚園)実施回数(回)	100	82	79	79	80	
私立幼稚園との連携回数(回)	26	20	30	23	20	
学校災害を想定した訓練及び研修における学校災害対応マニュアルの活用率 (%)	91	100	100	95	100	
学校に、何でも相談できる先生がいると答える児童生徒の割合 (%)	小学生	61.3	63.4	63.5	63.4	60
	中学生	47.2	50.9	52	56.4	45

2 小中一貫教育をはじめとする各校種間の連携推進

(1) 関連事業

異校種間連携の強化、小中一貫教育の推進

(2) 主な取組

異校種間連携の強化に関しては、各小学校区における保幼小連絡会、小・中学校における「姫路市小中一貫教育標準カリキュラム」を活用した授業研究、市立高等学校と小学校との交流事業、中学生とその保護者を対象とした体験入学やオープンハイスクールなどを実施した。小中一貫教育の推進に関しては、平成 23 年度に小中一貫教育を全市展開し、各中学校ブロックにおいて、教職員研修、先進地視察、情報交換、地域等への啓発活動など、特色ある取組を展開した。また、平成 30 年度に白鷺小中学校を、平成 31 年度に四郷学院を義務教育学校として設置した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「学年や校種の枠を超えて、連携を図ろうとしている」と答える教職員の割合は、平成 27 年度と比べ、4.8 ポイント増加しており、また、「授業力向上に向けて、小中一貫教育の視点を持ち、つながりのある指導を重視した授業改善が図れている」と答える教職員の割合も、平成 27 年度と比べ、2.2 ポイント増加するなど、概ね良好な結果となっている。

今後は、義務教育学校の成果を発信するとともに、併設型小・中学校についても研究を進め、小中一貫教育の更なる充実が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
学年や校種の枠を超えて、連携を図ろうとしていると答える教職員の割合 (%)	83.7	85.8	84.6	88.5	84
授業力向上に向けて、小中一貫教育の視点を持ち、つながりのある指導を重視した授業改善が図れていると答える教職員の割合 (%)	70.2	68.4	70.6	72.4	80

3 相談体制の整備等

(1) 関連事業

特別支援学級の充実、相談事業の充実、外国人児童生徒等の受入れ環境の充実

(2) 主な取組

相談事業の充実に関しては、教育相談に対応する教育相談員、アドバイザー等を平成 27 年度 27 人から平成 30 年度 35 人に増員した。また、スクールソーシャルワーカーを平成 29 年度から配置し、平成 30 年度のスクールソーシャルワーカーに対する相談件数は 2,996 件となっている。外国人児童生徒等の受入れ環境の充実に関しては、平成 30 年度は、母語が使えるバイリンガル支援員を、スタディーサポーターとして延べ 1,418 回、通訳として延べ 193 回派遣した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「外国人児童生徒に対する支援員の派遣により、日本語指導を必要としている児童生徒に対して教育効果が高まっている」と答える学校の割合は、平成 28 年度と比べ、3.1 ポイント増加している。

一方、「不登校でない児童生徒の割合」は、平成 27 年度と比べ、小学生で 0.57 ポイント、中学生で 2.58 ポイント減少するなど、不登校の児童生徒数が増加しており、また、いじめ認知件数については、積極的な認知に努めた結果、平成 27 年度の 216 件から、平成 29 年度においては 594 件と約 2.8 倍になっている。しかし、児童生徒 1,000 人当たりのいじめ認知件数は、国、県と比べて低い状況にある。

今後は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置増や専門スタッフの効果的な活用により、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携などにより不登校児童生徒に対する支援の更なる充実が求められる。

(参考)

		27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
不登校でない児童生徒の割合 (%)	小学生	99.67	99.58	99.49	99.10	99.73以上
	中学生	97.46	96.74	96.58	94.88	97.43以上
外国人児童生徒に対する支援員の派遣により、日本語指導を必要としている児童生徒に対して教育効果が高まっていると答える学校の割合 (%)		—	94.4	94.7	97.5	95

〈施策1-4〉「家庭・地域の教育力を生かした学校支援の推進」

学校評議員制度を核とした学校支援体制の強化を図るとともに、保護者・地域住民との交流やスクールヘルパー制度など、学校、家庭、地域社会の連携協力による取組を推進した。また、地域の人材や専門機関などと連携した取組により、学校のみならず社会全体で子供を育てようとする意識の高揚を図った。

1 学校支援体制の強化

(1) 関連事業

学校評議員制度の充実、学校評価の推進、ひめじ教育フォーラムの開催

(2) 主な取組

学校評議員制度の充実に関しては、全ての市立学校園で学校評議員⁵を設置し、地域住民や保護者に学校園の教育活動への理解を深めるとともに、広い視点での意見交換を行った。ひめじ教育フォーラムの開催に関しては、年に1回開催しており、毎年700名を超える参加があった。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、学校教育と家庭教育の連携の在り方や地域と協働した子育てについて共通理念を確立することを目的とした「ひめじ教育フォーラム」の参加者の満足度は、毎年度95%を超えている。

また、学校評議員会については、各学校園で概ね年間2～3回実施しており、学校園の方針、学校評価、教育課程、保護者・地域との連携など幅広く意見交換を行うことで、学校園の円滑な運営に役立っている。

今後は、現在の取組に加え、保護者や地域住民による学校教育活動への主体的な参画に向けた連携・協働体制の確立が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
ひめじ教育フォーラム参加者の満足度 (%)	97.6	95.7	99.8	96.4	100

2 学校、家庭、地域社会の連携協力による取組

(1) 関連事業

地域連携活動の推進、幼稚園における子育て支援機能の強化、企業・ボランティアの活用、スクールヘルパー制度の充実

(2) 主な取組

地域連携活動の推進に関しては、地域住民から各学校園の教育活動に関する様々な支援を受けており、また、各学校においてオープンスクールを実施した。幼稚園における子育て支援機能の強化に関しては、各園で「全国幼稚園ウィーク in ひめじ (オープンスクール)」を実施し、幼稚園教育を公開した。企業・ボランティアの活用に関しては、手話教室や珠算教室、野菜の栽培などの活動において、地域人材を生かした学

⁴ 平成16年度に始まった市独自の地域ボランティア制度。69小学校(義務教育学校前期課程を含む)と1特別支援学校において、各学校や地域の実情に合わせ、保護者や地域の方が学校の安全確保に協力する学校安全ボランティア

⁵ 地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度。学校評議員は校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱し、様々な教育活動に助言を行う。

校支援ボランティアを活用した。スクールヘルパー制度の充実に関しては、地域住民の協力を得て、学校内における子供の安全確保に努めた。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「PTAや地域の人が学校の諸活動（学校の美化など）にボランティアとして参加してくれている」と答える学校の割合は、平成 27 年度と比べ、2.8 ポイント減少しており、また、「未就園児親子への幼稚園招待及び園庭開放参加者数」についても、27 年度と比べ、約 300 人減少している。

今後は、現在行っている取組に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）⁶についての研究を進め、保護者や地域住民と目標を共有した協働体制の更なる充実を図りながら、地域とともにある学校づくりを実施することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
PTAや地域の人が学校の諸活動(学校の美化など)にボランティアとして参加してくれていると答える学校の割合 (%)	99	98	98	96.2	98
未就園児親子への幼稚園招待及び園庭開放参加者数(人)	12,210	12,580	9,477	11,900	6,000
不審者侵入による学校災害発生件数(件)	0	0	0	0	0

3 地域の人材や専門機関などと連携した取組

(1) 関連事業

地域の人材を生かした学校園の特色づくりの推進、学校サポート・スクラムチームの活用

(2) 主な取組

地域の人材を生かした学校園の特色づくりの推進に関しては、各教科等において、地域の人材を活用した体験活動や交流活動を実施した。学校サポート・スクラムチームの活用に関しては、保護者からの一方的な批判や要求に対応するため、弁護士や、医師、臨床心理士などによる学校サポート・スクラムチームを編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に対応した。平成 27 年度の対応事案は 30 件で、サポート会議 63 回、ワーキング会議 189 回実施したのに対し、平成 30 年度の対応事案は 40 件で、サポート会議 73 回、ワーキング会議 335 回実施した。

(3) 取組の成果と課題

外部人材を招いて行った授業のうち地域人材を活用した割合については、平成 29 年度以降は、65%を超えており、また、平成 30 年度の学校サポートスクラムチームの対応事案及び会議は、平成 27 年度と比べ、対応事案が 10 件、サポート会議が 10 回、ワーキング会議が 146 回増加するなど、着実に取組が進んでいる。

今後も引き続き、地域人材を活用し、特色ある教育活動を実施するとともに、対応困難な事案等については、専門機関とも連携しながら、組織的に学校を支援することが求められる。

⁶ 保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。平成 16 年9月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により制度化され、平成 29 年3月に教育委員会に対して学校運営協議会制度の導入が努力義務化された。

政策2「子供の学びを支える教育環境整備の推進」

〈施策2-1〉「安心して学べる環境づくりの推進」

「安心して学べる環境づくりの推進」として、教育上望ましい集団活動ができる環境を確保するため、学校園の規模や配置の適正化を図るとともに、子供が安心して学べる環境をつくるため、施設の改修や安全対策を講じた。また、学校給食の充実や読書環境等の整備に努めた。

1 学校園の規模や配置の適正化及び施設の改修等

(1) 関連事業

学校規模・配置の適正化、子ども・子育て支援新制度への対応、園舎・校舎等の改修の推進

(2) 主な取組

学校規模・配置の適正化に関しては、平成30年度に「姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会」を設置し、望ましい学校規模及び将来における適正配置について、現在審議している。子ども・子育て支援新制度への対応に関しては、平成27年4月に市立幼稚園7園、平成29年4月に同園1園を幼保連携型認定こども園へ移行した。園舎・校舎等の改修の推進に関しては、市立小・中学校の吊天井耐震対策工事が平成27年度で完了した。また、市立小・中学校の校舎・屋内運動場の改修を、平成27年度から平成30年度まで28校実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、市立小・中学校校舎等の改修・改築については、毎年度着実に実施しており、また、市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行についても順調に進んでいる。

今後は、学校施設の大規模改修等を計画的に実施していくとともに、学校規模・配置の適正化については、基本方針を策定のうえ、少子化に向けた活力ある学校づくりに向けて、学校、保護者、地域住民等及び行政が協働して実施していくことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行(園)	7	7	8	8	8
市立小・中学校の吊天井耐震対策進捗率(%)	100	100	100	100	100
市立小・中学校校舎等の改修・改築数(校舎・屋内運動場)(校)	5	8	9	8	9

2 学校給食の充実

(1) 関連事業

学校給食の充実

(2) 主な取組

学校給食の充実に関しては、中学校給食の全員実施に向けて取り組んでおり、既に実施していた夢前・安富エリアに加え、平成29年4月から林田、家島エリアで、平成30年4月から北部学校給食センターの整備により北部エリアで実施している。残る南部エリアについても、現在、(仮称)南部エリア学校給食センターを整備中である。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、「中学校全員給食実施校数」については、順調に増加しており、また、「学校給食における姫路市産の野菜使用割合」についても約50%を維持するなど、概ね良好な結果となっている。

今後は、(仮称)南部エリア学校給食センターを整備し、早期に中学校給食の全員実施を実現することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
中学校全員給食実施校数(校)	4	4	13	23	35
学校給食における姫路市産の野菜使用割合(%)	65	62	50	50	57

3 読書環境の整備

(1) 関連事業

読書環境の整備・充実

(2) 主な取組

読書環境の整備・充実に関しては、平成27年度、新たに小・中・特別支援学校に学校司書を35人配置し、平成30年度には59人に増員した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の「読書が好きだ」と答える児童生徒の割合は、平成27年度と比べ、小学生が5ポイント増加し72%になったが、中学生は、平成27年度と比べ、2ポイント減少し64%となった。

また、平成27年度からの学校司書の配置により、学校図書館の環境整備が進み、平成30年度の貸出冊数は、平成26年度と比べ、小学校で2.0倍、中学校で2.8倍に増加している。

今後は、図書の整備や学校司書の活用により、児童生徒を取り巻く読書環境を整え、学校図書館における「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図ることが求められる。

(参考)

		27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
読書が好きだと答える児童生徒の割合(%)	小学生	67	70	70	72	80
	中学生	66	73	68	64	80

〈施策2-2〉「学びを支える経済的支援の充実」

経済的理由で就学困難な児童生徒等の保護者に対して、就学・修学のための支援を行った。

1 就学・修学のための援助

(1) 関連事業

就学のための援助・奨励、離島高校生への修学支援

(2) 主な取組

就学のための援助・奨励に関しては、小・中学校の要保護・準要保護児童生徒及び特別支援学級の児童生徒の保護者に就学援助を行った。離島高校生への修学支援に関しては、高等学校が設置されていない離島に居住する、島外の高等学校などに通う生徒と同居する保護者に修学支援を行った。

(3) 取組の成果と課題

今後も引き続き、援助等が必要な児童生徒の保護者が受給できるよう支援することが求められる。

基本的政策2 「いきいきとした生涯学習社会の実現」

政策3 「ライフステージに応じた生涯学習の振興」

〈施策3-1〉「生涯学習支援体制の充実」

子供から高齢者まで市民の様々なライフステージでの生涯学習を振興するため、情報提供機能を向上させるとともに、指導者の養成、生涯学習関連施設の整備を進めた。

1 情報提供機能の向上

(1) 関連事業

生涯学習情報の提供

(2) 主な取組

生涯学習情報の提供に関しては、市立公民館全館の公民館だよりをはじめ、各公民館が主催する教養講座・地域講座・文化講座一覧をホームページで発信した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、全ての公民館において、ホームページによる情報発信を行っている。

今後は、ホームページでの情報発信を充実させるほか、高齢者の利用が多いことを踏まえ、従来からの公民館だよりの各戸配付による情報提供など、様々な媒体を活用した情報発信が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
ホームページにより情報発信している公民館数(館)	65	67	67	67	68

2 指導者の養成

(1) 関連事業

公民館サポーター等の養成

(2) 主な取組

公民館サポーター等の養成に関しては、各公民館において、ふるさとの歴史や文化を学ぶ講座や地域社会に貢献できる人材育成のための講座など、学習テーマに沿った地域講座を4～5講座、年間6～12回実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、公民館が実施する地域講座には、年間平均約87,000人が受講している。

今後も引き続き、地域に知識や文化を還元できる指導者の育成に資する講座の実施に取り組むことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
公民館が実施する地域講座の受講者数(人)	85,468	87,169	89,636	87,548	86,000

3 生涯学習関連施設の整備

(1) 関連事業

生涯学習関連施設の整備

(2) 主な取組

生涯学習関連施設の整備に関しては、平成27年度から平成30年度までに公民館の大規模改修を12館で実施した。また、平成27年度から平成30年度までに、姫路科学館、美術館、姫路文学館、図書館広畑分館・東光分館・花北分館を改修した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、公民館については、毎年度着実に大規模改修を実施している。

今後は、公民館については、限られた財源の中で優先順位を検討しながら、より使用しやすい施設整備を行うことが求められる。また、その他生涯学習関連施設については、計画的に維持保全を行い、施設に係るライフサイクルコストを低減しつつ、より良い展示環境等の整備を実施することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
公民館の大規模改修工事実施館数(館)	4	4	3	2	2

※平成27年度の4館のうち、1館については、平成28年も継続して工事を実施したため、両年度でカウントしている。

〈施策3-2〉「多様な学習機会の充実」

公民館等で開催する各種講座や各施設におけるその社会教育特性を生かした活動の充実を図った。図書館においては、図書館サービスを充実させ、子供が自主的に読書活動を行うことができる適切な環境を提供した。

1 公民館の各種講座及び市民教養講座の充実

(1) 関連事業

公民館活動の充実、市民教養講座の充実

(2) 主な取組

公民館活動の充実に関しては、各公民館において、教養講座、地域講座、文化講座や、地域の特色ある講座を企画し実施した。市民教養講座の充実に関しては、歴史講座及び現代社会講座を実施しており、歴史講座については、毎年40回の講座と4回の現地見学会、現代社会講座については、毎年5回の講座を実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、公民館が実施する教養・地域・文化講座については、毎年度約49万人が受講しており、市民教養講座については、毎年度約2,200人が受講している。

今後は、公民館事業については、より幅広い年齢層で参加できるようにするため、講座の見直しや更なる充実を図るとともに、様々な媒体を使った広報に取り組むことが求められる。また、毎年度多くの方が継続受講されている市民教養講座についても、様々な媒体を使った広報に取り組み、更に新しい層への周知が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
公民館が実施する教養・地域・文化講座の受講者数(人)	493,628	491,998	493,460	481,235	530,000
市民教養講座受講者数(人)	2,184	2,216	2,212	2,138	2,300

2 各施設における活動の充実

(1) 関連事業

施設の社会教育特性を生かした活動の充実、科学教育の充実、放送大学サテライトスペースの利用促進、PTAコーラス活動の支援、国内姉妹都市との交流の推進

(2) 主な取組

施設の社会教育特性を生かした活動の充実に関しては、水族館では、毎年、出前講座、各種観察会、工作教室、企画展を行い、活動の充実を図った。姫路科学館では、ロボット関連事業として、市民協働による姫路ロボ・チャレンジ、ゴム・ワングランプリやロボット工作教室などを開催し、ものづくりの楽しさを発信している。科学教育の充実に関しては、科学への興味・関心を育てることができるよう、移動科学館や移動天文教室、プラネタリウムの学習利用を行った。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、水族館と姫路科学館の合計入館者数は、年度により増減があるものの全体的には増加の傾向にあり、また、ロボット関連事業として市民協働で実施している「姫路ロボ・チャレンジ、ゴム・ワングランプリ」の平成30年度参加者数は、平成27年度と比べ約1.9倍となっている。

今後も引き続き、企画展やイベントの開催など、各施設の特性を生かした活動の充実を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
水族館と姫路科学館の合計入館者数(人)	436,439	418,115	459,473	445,133	445,000
姫路ロボ・チャレンジ、ゴム・ワングランプリの参加者数(人)	4,629	4,527	8,467	8,839	10,000
移動科学館、移動天文教室の実施回数(回)	26	37	27	27	30
プラネタリウムの学習利用校数(校)	48	54	91	85	80
放送大学サテライトスペース在籍者数(人)	624	640	639	643	620
松本市・鳥取市公民館との交流連携回数(回)	1	1	2	1	1

3 図書館サービスの充実

(1) 関連事業

図書館サービスの充実

(2) 主な取組

図書館サービスの充実に関しては、図書館情報システムの更新、郷土資料デジタルアーカイブ「はりまふるさとアーカイブ」の公開、マイナンバーカードによる貸出しの開始、ICタグシステム導入による自動貸出機の設置等を行った。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の図書館の子供向け行事の参加者数は、平成27年度と比べ、約100人増加し3,442人となった。

今後は、多様な生涯学習の拠点として利便性向上のために図書館サービスの充実を図るとともに、「姫路市子ども読書活動推進計画(第3次)」に基づき、子供の読書活動に係る取組の充実が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
図書館の子供向け行事参加者数(人)	3,325	3,135	3,700	3,442	4,500

〈施策3-3〉「人権教育の推進」

校区人権教育や住民交流学習などにより、学校、家庭、地域社会、職場を通じ、子供から大人までのあらゆる年齢層に人権教育を行い、市民一人一人の人権意識の高揚を図った。

1 校区人権教育の推進

(1) 関連事業

校区人権教育・啓発の推進

(2) 主な取組

校区人権教育・啓発の推進に関しては、市内69小学校・義務教育学校校区を単位として、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動を実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の校区人権教育推進事業への参加者数は、平成 27 年度と比べ、約 15,000 人増加しており、また、「校区人権教育が校区住民の人権意識の高揚につながった」と考える校区の割合も、平成 28 年度と比べ、5.1 ポイント増加するなど、概ね良好な結果となっている。

今後も引き続き、同和問題を柱として人権尊重の意識の高揚を目指し、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動の推進が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
校区人権教育推進事業への参加者数(人)	152,307	157,688	166,374	168,088	160,000
校区人権教育が校区住民の人権意識の高揚につながったと考える校区の割合(%)	—	69.6	70.1	74.7	74

2 住民交流学習の推進等

(1) 関連事業

住民交流学習の推進、教育・研修団体への支援、市民啓発の支援

(2) 主な取組

住民交流学習の推進に関しては、「地域に学ぶ体験学習支援事業」として毎年 9 講座実施し、平成 27 年度から平成 30 年度まで、年間平均約 3,200 人が受講した。また、「人権啓発交流推進事業」として毎年 29 講座実施し、平成 27 年度から平成 30 年度まで、年間平均約 8,200 人が受講した。教育・研修団体への支援に関しては、「姫路市人権・同和教育研究協議会」が毎年実施している「姫路市人権・同和教育研究大会」の運営支援を行った。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の「様々な人権課題に関心を持ち、人権課題の解決に向け意欲を示す住民交流学習講座生」の割合は、平成 28 年度と比べ、4.6 ポイント増加しており、また、「人権課題の理解並びに人権意識の高揚につながった」と考える姫同教研究大会参加者の割合も、平成 28 年度と比べ、16.4 ポイント増加している。なお、平成 30 年度の姫同教研究大会の参加者数が、平成 27 年度と比べ約 200 人の減となっているが、これは、平成 30 年度から講演会の実施形態を全体会に組み込む形に変更したことによるものである。

今後も引き続き、様々な人権問題について学習するための講座を開設し、日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度の育成が求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
様々な人権課題に関心を持ち、人権課題の解決に向け意欲を示す住民交流学習講座生の割合(%)	—	68	68.5	72.6	71
姫同教研究大会参加者数(人)	1,067	978	1,020	861	958
人権課題の理解並びに人権意識の高揚につながったと考える姫同教研究大会参加者の割合(%)	—	72	75	88.4	75
啓発資料の活用により、人権課題の理解並びに人権意識の高揚につながったと考える利用者の割合(%)	—	88.8	88.4	84.3	90

政策4「市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進」

〈施策4-1〉「家庭の教育力の向上」

子供の発達段階別に子育て教室を実施し、子育てについての学習機会を設けるとともに、保護者同士の情報交換や交流の場を提供した。また、家庭教育講演会を行い、保護者に家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力向上を図った。

1 子育て教室の充実

(1) 関連事業

子育て教室の充実

(2) 主な取組

子育て教室の充実に関しては、子供の発達段階別に「あすなる教室」「杉の子教室」「ふた葉教室」などの各教室を実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の子育て教室在籍者数は、平成27年度と比べ、2倍以上となっているが、これは、当該教室のうち「あすなる教室」について、平成29年度からPTA会員全員が教室在籍者となるよう運営方針を転換したために増加したもので、保護者からは、共働き世帯の増加により教室活動に苦慮しているといった意見が挙がっている。

今後は、教室開催が保護者の負担とならないよう、運営方法を改善しながら、各教室の充実を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
子育て教室在籍者数(人)	20,235	18,578	47,152	47,405	18,310

2 家庭教育に関する学習機会の充実

(1) 関連事業

家庭教育に関する学習機会の充実

(2) 主な取組

家庭教育に関する学習機会の充実に関しては、家庭教育に関する学習機会をできるだけ多くの保護者に提供するため、参観日やオープンスクールなどの機会を活用して開催した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の講演会実施校数は、平成27年度と比べ、3校増加し20校となった。

今後も引き続き、講演内容を検討しながら、家庭教育に関する学習機会を提供することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
家庭教育講演会実施校数(校)	17	20	19	20	15

〈施策4-2〉「青少年の交流と活動の促進」

青少年団体の育成、少年団体指導者の養成を進めるとともに、活動の場となる野外活動センターやキャンプ場などの運営、整備を推進し、健全な野外活動を促進した。また、青少年センターにおける自主活動の在り方や施設の効果的な活用方法を検討するとともに、活動に関する情報発信に努めた。

1 青少年団体の育成及び少年団体指導者の養成

(1) 関連事業

青少年団体の育成と活動支援

(2) 主な取組

青少年団体の育成と活動支援に関しては、青少年教育の振興に資すると認めた社会教育団体3団体に対して、毎年、補助金を交付した。また、子ども会で活動する指導者に対して研修会を毎年実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の研修会の参加者数は、平成27年度と比べ、約50人減少し31人となっているが、これは、学校行事と日程が重なったためである。

今後も引き続き、青少年教育、青少年の健全育成に対する社会教育団体の取組に注目し、適切な支援を行うことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
少年団体指導者研修会参加者数(人)	84	63	58	31	70

2 野外活動センターなどの運営、整備

(1) 関連事業

野外活動の振興と施設の活用

(2) 主な取組

野外活動の振興と施設の活用に関しては、費用対効果の面から効率的運営を図るため、施設の在り方を見直し、平成27年度8施設から、平成30年度5施設に縮小した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の野外活動施設利用者総数は、施設の縮小により、平成27年度と比べ、約1万人減少し69,377人となった。

今後は、施設の老朽化が進んでいることから、施設のあり方を検討するとともに、計画的な改修工事を実施しながら、適切な管理に努めることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
野外活動施設利用者総数(人)	79,402	75,695	65,642	69,377	70,000

3 青少年センターの活用等

(1) 関連事業

青少年センターの活用、成人式の開催

(2) 主な取組

青少年センターの活用に関しては、青少年センターの利用者が主体となって、「はるかぜステージ」を毎年開催した。また、青少年リーダーを対象に、青少年リーダー研修会を毎年3回実施した。成人式の開催に関しては、成人のお祝いと、自覚と責任ある大人として次代を担う新成人のより一層の活躍を期待して、毎年、成人の日に式典を開催した。また、参画型の式典にするため、新成人代表による企画コーナーを設けた。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の成人式出席者は、平成 27 年度と比べ、200 人増加しているが、一方、平成 30 年度の青少年センター利用者数は、平成 27 年度と比べ、約 2 万人減少し 53,278 人となった。

今後は、青少年センターについては、利用者のニーズの変化に応じた適切な支援を行うとともに、成人式については、成年年齢の引下げに伴い、実施方法を検討することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
青少年センター利用者数(人)	73,365	63,627	69,587	53,278	68,000
成人式出席者数(人)	2,700	2,800	2,800	2,900	2,600

〈施策 4-3〉「地域で見守る健全育成活動の推進」

青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などと連携し、啓発活動をはじめ適切な対応に努めた。また、地域愛護育成会及び健育委員会活動を充実させ、全市において青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚を図った。さらに、補導活動や非行防止啓発活動などを実施し、地域で見守る健全育成活動を推進した。

1 青少年問題に関する啓発活動の推進

(1) 関連事業

青少年問題に関する啓発活動の推進

(2) 主な取組

青少年問題に関する啓発活動の推進に関しては、平成 27 年度及び平成 28 年度は、学級満足度尺度調査を実施し、いじめや不登校との関連調査及び研究を行った。平成 29 年度は「いじめ防止基本方針」を製本、「いじめ防止啓発チラシ」を作成し、それらを配布した。平成 30 年度は、「インターネットトラブル防止啓発リーフレット」を作成し、配布した。

(3) 取組の成果と課題

今後も引き続き、姫路市青少年問題協議会と連携し、啓発活動をはじめ適切な対応に努めることが求められる。

2 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実

(1) 関連事業

地域愛護育成会・健育委員会活動の充実

(2) 主な取組

地域愛護育成会・健育委員会活動の充実に関しては、毎年、「少年の主張弁論大会(ブロック大会7か所及び中央大会)」を開催し、全中学校及び義務教育学校(後期課程)から代表2名が弁士として参加した。また、各校区の中学校区愛護育成会及び小学校区健育委員会が中心となって、青少年健育運動を地域ぐるみで実施した。

(3) 取組の成果と課題

今後も引き続き、日々変化する青少年の環境に対応できるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、活動を充実させることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
地域住民による健全育成に関する啓発活動実施校数(中学校)(校)	35	35	35	35	35

3 補導活動や非行防止啓発活動の推進

(1) 関連事業

青少年健全育成市民大会の開催、非行防止活動の推進

(2) 主な取組

青少年健全育成市民大会の開催に関しては、市民ぐるみで青少年健育運動のより一層の充実を図るため、毎年、青少年健全育成市民大会を開催した。非行防止活動の推進に関しては、毎年補導活動を実施し、有害図書やDVDを回収した。また、予防啓発活動として、薬物乱用防止教室及びネットトラブル対策講座を、平成27年度から平成30年度まで年間平均約40回実施した。さらに、無職化防止に向けた学校訪問、職場訪問、家庭訪問、来校指導を実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、無職化防止に向けた学校訪問、職場訪問、家庭訪問、来校指導等については、毎年度約1,200回実施しており、また、予防啓発活動のうち、ネットトラブル対策講座については、毎年度30回以上実施している。

今後も引き続き、青少年の非行や問題行動の未然防止に向けて、関係機関と連携し、地域ぐるみで活動を推進することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
青少年健全育成市民大会参加者数(人)	700	600	600	600	600
予防啓発活動(薬物乱用防止教室・ネットトラブル対策講座)実施回数(回)	85	79	81	70	80
無職化防止に向けた学校訪問、職場訪問、家庭訪問、来校指導等の実施回数(回)	1,146	1,340	1,333	1,219	1,200

基本的政策3「歴史文化の継承と市民文化の醸成」

政策5「地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用」

〈施策5-1〉「世界文化遺産姫路城の保存と活用」

世界文化遺産姫路城の本質的価値を保護しながら計画的に整備した。また、石積み、漆喰塗りなど保存修理に必要な技術の継承に努めた。また、日本城郭研究センターにおける城郭に関する専門的な調査や研究成果の公開などにより、姫路城の魅力を広く国内外に発信した。

1 姫路城の整備

(1) 関連事業

姫路城跡整備基本構想の推進、姫路城跡石垣の保存整備

(2) 主な取組

姫路城跡整備基本構想の推進に関しては、特別史跡指定区域の整備について、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」中の保存管理計画に基づき、国や兵庫県と連携しながら、現状変更等に係る調整及び協議を進めるとともに、現状変更等許可申請に対する指導助言を毎年行った。姫路城跡石垣の保存整備に関しては、「姫路城石垣修理計画」に基づき順次実施しており、また、石垣の修理に当たっては、姫路城石垣整備研究会を毎年開催し、委員の指導及び助言を受けた。

(3) 取組の成果と課題

今後は、特別史跡指定区域の整備について、兵庫県教育委員会及び文化庁と連絡調整し、適時適切に実施するとともに、石垣の保存整備について、自然災害などの影響による緊急度を総合的に勘案して石垣修理計画を見直し、計画的に整備することが求められる。

2 技術の継承

(1) 関連事業

石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承

(2) 主な取組

石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承に関しては、姫路城の修復や保存等を行うために不可欠な伝統技術である石積みや漆喰塗りなどについて、姫路城漆喰塗り体験会及び文化財石垣保存技術協議会主催の公開講座を毎年開催した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の匠の技事業の参加者数は、平成27年度と比べ135人減少しているが、これは、当該事業のうち、姫路城漆喰塗り体験会が雨天のため延期になったことによるものである。

今後も引き続き、体験会や公開講座を実施し、技術の継承の取組を推進することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
匠の技事業の参加者数(人)	496	706	450	361	450

3 城郭に関する情報発信

(1) 関連事業

城郭に関する専門的な調査研究と情報発信、世界文化遺産姫路城を拠点とした文化観光の推進

(2) 主な取組

城郭に関する専門的な調査研究と情報発信に関しては、城郭研究室が、城郭市民セミナーを8回、史料講座初級・中級を各6回、パネル展を1回開催した。また、城郭研究室年報を年1回刊行した。さらに、平成30年度「姫路城アーカイブ」を開設し、姫路城に関する収集資料や復元CGなどをインターネットで閲覧できるようになった。世界文化遺産姫路城を拠点とした文化観光の推進に関しては、市民を対象とした紙漉き体験の実施や姫路城公式ガイドブックの発行などを行った。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度のセミナー等市民参加型事業の参加者数は、平成 27 年度と比べ、約 300 人増加し 2,077 人となった。

今後は、「姫路城アーカイブ」を活用するなど、これまで蓄積した史料等の公開を進め、所蔵資料の更なる有効利用を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
城郭研究室におけるセミナー等市民参加型事業の参加者数(人)	1,749	1,876	1,958	2,077	1,700

〈施策 5-2〉「多彩な文化財の保存と活用」

多彩な文化財を保存し、その価値を伝えるとともに、活用するため、文化財の調査と保存に取り組んだ。また、埋蔵文化財センターにおいて学習機会を提供するとともに、文化財に関する積極的な情報発信を通して、文化財への愛護意識の啓発に努めた。さらに、文化財散策ルートの整備や文化財ボランティアガイドの育成等に取り組んだ。

1 文化財の調査と保存

(1) 関連事業

文化財の調査と保存

(2) 主な取組

文化財の調査と保存に関しては、郷土文化財保存活動団体が行う民俗文化財の保存活動や史跡管理事業に対し、毎年補助金を交付した。また、国庫補助事業として、平成 27 年度から平成 30 年度まで、埋蔵文化財分布調査を 9 件、試掘調査を 11 件、確認調査を 18 件実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、郷土文化財保存活動団体に対し、毎年度約 40 件の助成を行っている。

今後も引き続き、地域住民との協働体制を構築しながら、文化財の調査と保存の充実を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
郷土文化財保存活動団体への助成数(件)	41	40	39	39	41

2 埋蔵文化財センターの取組

(1) 関連事業

埋蔵文化財の発掘調査、埋蔵文化財センターの充実

(2) 主な取組

埋蔵文化財の発掘調査に関しては、国の補助の活用により、分布調査、試掘調査、確認調査等を行い、市内の遺跡の内容や規模を確認した。埋蔵文化財センターの充実に関しては、企画展を 4 回開催した他、体験学習会、史跡見学会、講演会、発掘調査現地説明会等を実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、埋蔵文化財の分布調査については、毎年度着実に実施している。また、平成 30 年度の埋蔵文化財センターの利用者数については、平成 27 年度と比べ増加しているが、中高生の利用者が少ないという現状にある。

今後は、企画展等の実施により、更に埋蔵文化財センターを充実させ、幅広い年齢層に対し、埋蔵文化財について情報発信していくことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
埋蔵文化財分布調査実施地区数(地区)	2	2	2	3	2
埋蔵文化財センター総利用者数(人)	16,518	14,095	15,097	16,641	17,000

3 文化財散策ルートの整備と活用

(1) 関連事業

文化財に関する情報発信、古民家等を活用したまちなみ景観の形成、文化財散策ルートの整備と活用、歴史的・自然的観光資源の保存と活用

(2) 主な取組

文化財に関する情報発信に関しては、平成27年度から平成30年度まで、冊子「文化財見学シリーズ」を8巻発行し、平成30年度時点で、累計82巻発行した。文化財散策ルートの整備と活用に関しては、平成27年度から平成30年度まで、文化財説明板の設置及び修理を36件行った。歴史的・自然的観光資源の保存と活用に関しては、林田地区のボランティアガイド及び学生ボランティアガイドを育成し、平成27年度から平成30年度まで、延べ780回のボランティアガイドを実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、文化財見学シリーズの発刊や文化財説明板の設置・修理について、毎年度着実に実施している。

今後も引き続き、文化財や史跡などに対する地域の人々の理解と保存継承への意識の啓発のため、文化財散策ルートの整備や文化財ボランティアガイドの支援に取り組むことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
文化財見学シリーズ発行数[累計](シリーズ)	76	78	80	82	84
国の登録文化財件数[累計](件)	59	59	59	63	82
文化財説明板設置及び修理数[累計](件)	496	504	521	529	536
文化財サイン助成数[累計](件)	95	98	99	99	107

〈施策5-3〉「伝統文化・歴史的文書の継承と活用」

市民の自主的な文化伝承活動を促進するため、体験教室などの開催を通して、担い手育成を支援した。また、本市の歴史を集成し、後世に引き継ぐため、市史の未発刊部分の発刊を目指した。あわせて、古文書類や歴史的価値を有する史料等、歴史的文書の継承と活用を図った。

1 文化伝承活動の促進

(1) 関連事業

文化伝承活動の振興、工芸技術の担い手の育成

(2) 主な取組

文化伝承活動の振興に関しては、書写の里・美術工芸館において、毎年、「金継ぎ」「紫檀の箸づくり」などの伝統工芸体験や、「姫路はりこ」「姫路こま」の絵付け体験を実施した。工芸技術の担い手の育成に関しては、研修生の参加を積極的に受け入れ、姫路はりこや姫路こま、姫山人形の職人による制作実演を定期的に行った。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成 30 年度の同館における体験教室の参加者数は、平成 27 年度と比べ、約 900 人減少し 2,213 人となった。

今後は、新たな企画・事業も取り入れながら、より一層伝統工芸に関する体験教室の充実を図り、文化伝承活動を推進することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
書写の里・美術工芸館における体験教室の参加者数(人)	3,132	2,453	2,597	2,213	3,000

2 市史の発刊等

(1) 関連事業

市史の編集と発刊、古文書類の保存と活用

(2) 主な取組

市史の編集と発刊に関しては、平成 27 年度から平成 30 年度までに 2 巻発刊し、全 23 巻中 21 巻を発刊した。古文書類の保存と活用に関しては、市史編集室において、マイクロフィルム化された資料のデジタルデータ化が平成 28 年度に終了した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、古文書、歴史的資料については、毎年度着実に成果を公開している。

今後は、市史の発刊については、最終巻の発刊を目指すとともに、歴史的文書の継承については、良好な状態で保存していくとともに、デジタルデータ化したものを「姫路城アーカイブ」を活用し、市民に公開していくことが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
市史発刊数[累計](冊)	20	20	21	21	23
古文書、歴史的資料の公開件数[累計](件) ※市史編集室、城郭研究室の合計	2,564	4,574	6,770	8,116	2,260

政策6「魅力ある市民文化の創造と交流・発信」

〈施策6-1〉「新たな市民文化が育つ環境の充実」

和辻哲郎文化賞により優れた功績を挙げた研究者を顕彰し、市民の文化水準の向上を図った。また、姫路市美術展を充実することにより、若手芸術家等に発表の機会を提供し、活動への意欲を高めることで、芸術家育成の促進に努めた。さらに、文化施設でのボランティア活動を通して、市民の生きがい推進を図った。

1 研究者の顕彰及び芸術家の育成

(1) 関連事業

芸術文化・学術研究活動の顕彰、芸術家の育成促進

(2) 主な取組

芸術文化・学術研究活動の顕彰に関しては、和辻哲郎文化賞により学術研究活動の顕彰を行った。平成30年度の推薦作品の応募数は、平成27年度と比べ、6点増加し220点となった。芸術家の育成促進に関しては、姫路市美術展を開催し、芸術家を目指す人々に作品発表の機会を提供した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、和辻哲郎文化賞応募作品数は、毎年度200点を超えており、また、平成30年度の姫路市美術展応募数についても、平成27年度と比べ、120点増加し680点となった。

今後も引き続き、学術研究活動の顕彰及び美術展の開催により、市民の文化水準の向上を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
和辻哲郎文化賞応募作品数(作品)	214	209	225	220	200
姫路市美術展応募数(作品)	557	532	607	680	580

2 ボランティア活動の充実

(1) 関連事業

文化のボランティア活動の充実

(2) 主な取組

文化のボランティア活動の充実に関しては、美術館及び姫路文学館において、ボランティアを募り、ガイドスタッフや読み聞かせ等を行った。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成29年度の実験館及び姫路文学館の年間ボランティアガイド数は、平成27年度と比べ、約400人増加し3,605人となった。

今後も引き続き、ボランティア活動を充実させるとともに、新規ボランティアの養成に取り組み、文化活動への参加による生きがい推進を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
美術館及び姫路文学館の年間ボランティア活動人数(人)	3,190	3,412	3,605	2,357	3,520

※平成30年度は美術館が改修工事を実施し、約半年休館したため、ボランティア活動人数が減少している。

〔施策6-2〕「市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実」

市民参加の交流イベントを開催し、市民が文化活動の成果を発表し、交流する機会を提供した。また、博物館等については、市民文化の発信拠点としての機能を強化するため、イベントの充実を図るとともに、連続講座の実施などにより専門的知識や技能を持った人材の育成に努めた。

1 市民参加の交流イベントの開催

(1) 関連事業

市民参加・交流イベントの開催

(2) 主な取組

市民参加・交流イベントの開催に関しては、姫路文学館において、幅広い年代層に文芸や言葉と触れ合う機会を提供するため、「KOTOBAまつり」や「司馬遼太郎メモリアル・デー」などを実施した。

(3) 取組の成果と課題

下記参考指標のとおり、平成30年度の姫路文学館における市民参加・交流イベント参加者数は、平成27年度と比べ約2倍となっており、また、藤原正彦エッセイコンクール応募作品数についても、平成27年度と比べ、約800点増加している。

今後も引き続き、より幅広い年代が参加できるように、テーマ設定や講師選定を工夫しながら、イベントの内容を充実することが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
姫路文学館における市民参加・交流イベント参加者数(人)	10,891	12,424	20,432	23,815	17,900
藤原正彦エッセイコンクール応募作品数(作品)	1,211	1,002	1,827	2,080	1,500

2 市民文化発信拠点の機能強化

(1) 関連事業

文化発信拠点施設の活用

(2) 主な取組

文化発信拠点施設の活用に関しては、姫路文学館では、平成27年度から平成28年度にかけて大規模改修工事を行い、展示をリニューアルすることで施設の充実を図った。書写の里・美術工芸館では、毎年、様々なテーマの特別展や企画展を7～9回実施し、また、学校園の児童生徒等の受入れや出前講座を実施した。美術館では、毎年、特別企画展、コレクションギャラリー、学校連携プロジェクト展、市民美術塾などを実施した。

(3) 取組の成果と課題

今後も引き続き、展示内容の充実や学校園との連携促進などにより、市民文化の発信拠点として、各館の機能の充実を図ることが求められる。

(参考)

	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値
文化発信拠点施設の入場者数(人) ※美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館の合計	193,246	207,254	197,477	179,139	179,100

※美術館は、平成30年8月から平成31年2月まで改修工事のため休館

※姫路文学館は、平成27年6月から平成28年7月まで改修工事のため休館

策定関連資料

1 姫路市教育振興基本計画審議会設置

令和元年6月26日～令和元年11月18日

2 委員名簿（敬称略、会長、副会長以外は五十音順）

役職	氏名	職名等
会長	加治佐 哲也	兵庫教育大学 学長
副会長	中元 孝迪	兵庫県立大学 特任教授・播磨学研究所 所長
委員	岩谷 康	姫路市立勝原小学校 校長
委員	勝目 徹哉	姫路市立灘中学校 校長
委員	北川 博康	姫路市連合自治会 副会長
委員	高桑 由雅	姫路市立姫路高等学校 校長
委員	田路 三加	姫路市連合PTA協議会 理事
委員	長尾 茂弘	姫路市立書写養護学校 校長
委員	花田 明美	姫路市立安室公民館 館長
委員	藤田 勝子	姫路市立白浜幼稚園 園長
委員	松本 順子	姫路市社会教育委員
委員	三浦 千恵	公募
委員	村上 慎吾	連合兵庫姫路地域協議会 副議長
委員	横治 久美男	公募
委員	吉田 裕康	姫路商工会議所 専務理事

3 策定経過

日程	項目
令和元年6月26日	第1回審議会（策定方針、姫路の教育の成果と課題）
7月30日	第2回審議会（姫路の教育の目指す姿、基本的な計画）
8月19日	第3回審議会（基本的な計画、指標、素案）
10月3日	第4回審議会（計画案）
10月30日	第5回審議会（計画案）
11月18日	第6回審議会（答申）

4 姫路市教育振興基本計画審議会規則

姫路市教育委員会規則第2号

平成26年3月26日

姫路市教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）第4条の規定に基づき、姫路市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

